

茨木市ヤングケアラー実態調査
結果報告書

令和5年3月

茨 木 市

目 次

I	調査概要.....	1
	（1）調査の目的.....	1
	（2）報告書を見る際の注意事項.....	1
II	ヤングケアラー実態調査（調査票）.....	2
	（1）調査概要.....	2
	（2）調査結果（学校：校長先生）.....	2
	（3）調査結果（学校：先生）.....	6
	（4）調査結果（世帯等支援者及び地域関係者）.....	13
	（5）調査結果（個票）.....	28
III	ヤングケアラー実態調査（ヒアリング調査）.....	44
	（1）実施概要.....	44
	（2）調査結果.....	44
IV	ヤングケアラー部会.....	47
	（1）構成機関.....	47
	（2）開催日及び内容.....	47
V	調査結果の総括と考察.....	48

I 調査概要

(1) 調査の目的

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、そもそも大人が担うべき家事や家族のケアを日常的に行っていることにより、本来社会が守るべき、子どもの権利が守られていない可能性がある。

ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐ方策を検討するため、支援者等を対象とした実態調査を実施した。

(2) 報告書を見る際の注意事項

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示してある。
- 百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- 1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合がある。
- グラフ等の記載にあたっては、調査票の選択肢の文言を一部省略している場合がある。
- 棒グラフ内の（ ）内の数値は、その項目ごとの回答者人数を示してある。

Ⅱ ヤングケアラー実態調査（調査票）

（1）調査概要

調査対象数：市内の学校、保育所・幼稚園、世帯等支援者及び地域関係者 930 人

調査回収数：574 人（回収率 61.7%）

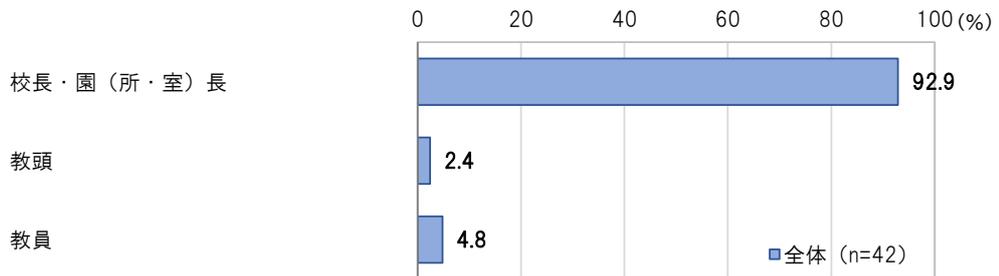
内訳）校長先生：42 人、先生：85 人、

世帯等支援者及び地域関係者：447 人

（2）調査結果（学校：校長先生）

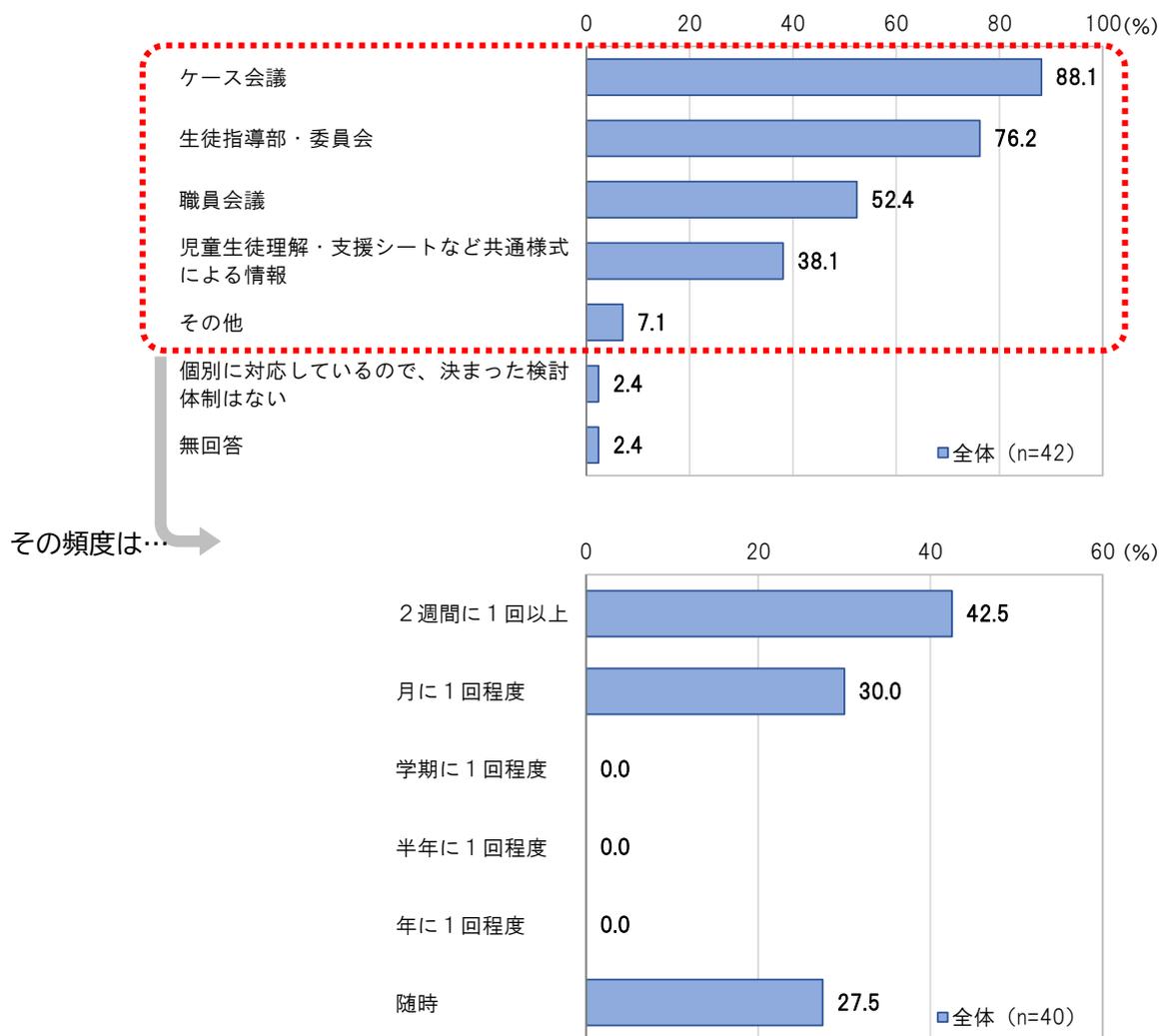
① 回答者の役職

・回答者の属性は、「校長・園（所・室）長」が 92.9%と大半を占める。



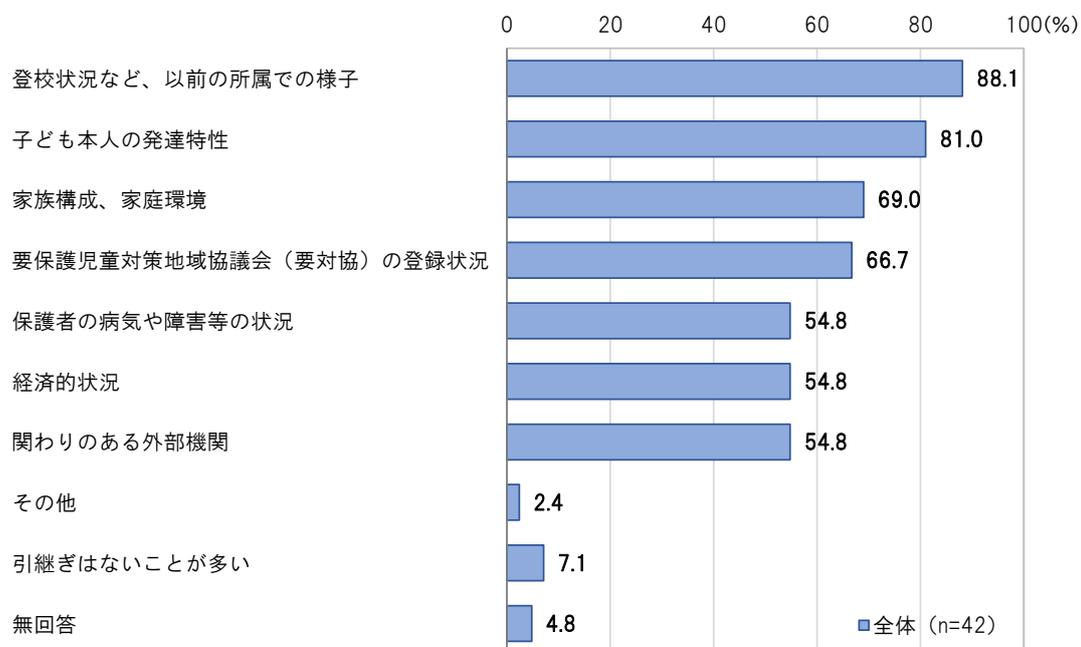
② 支援が必要と思われる子どもや気になる子どもについての情報共有・対応の検討体制 (複数回答可)

- ・支援が必要と思われる子どもや気になる子どもについての情報共有・対応の検討体制については、「ケース会議」が88.1%と9割近くを占めて最も多く、次いで「生徒指導部・委員会」(76.2%)、「職員会議」(52.4%)、「児童生徒理解・支援シートなど共通様式による情報」(38.1%)の順となっており、複数の会議体で情報共有や対応の検討を行っている学校が多い結果となっている。
- ・また、その検討体制の頻度については「2週間に1回以上」が42.5%と4割を超えて最も多く、次いで「月に1回程度」(30.0%)となっており、月に1回以上の頻度で定期的に検討会議等を行っている学校が7割以上を占める。



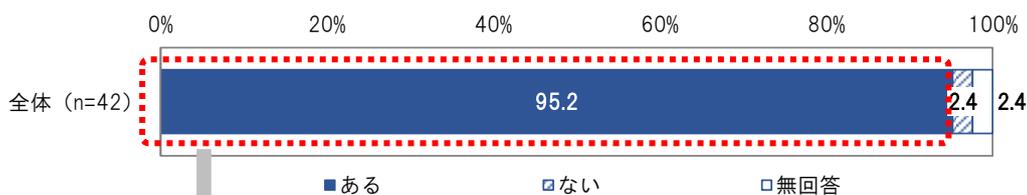
③ 支援が必要と思われる子どもや気になる子どもについて、以前に所属していた園及び学校からの引継ぎ内容（複数回答可）

- ・以前に所属していた園及び学校からの引継ぎ内容については、「登校状況など、以前の所属での様子」が 88.1%と 9 割近くを占めて最も多く、次いで「子ども本人の発達特性」（81.0%）、「家族構成、家庭環境」（69.0%）、「要保護児童対策地域協議会（要対協）の登録状況」（66.7%）の順となっている。
- ・「引継ぎはないことが多い」が 7.1%と 1 割近くを占めている。

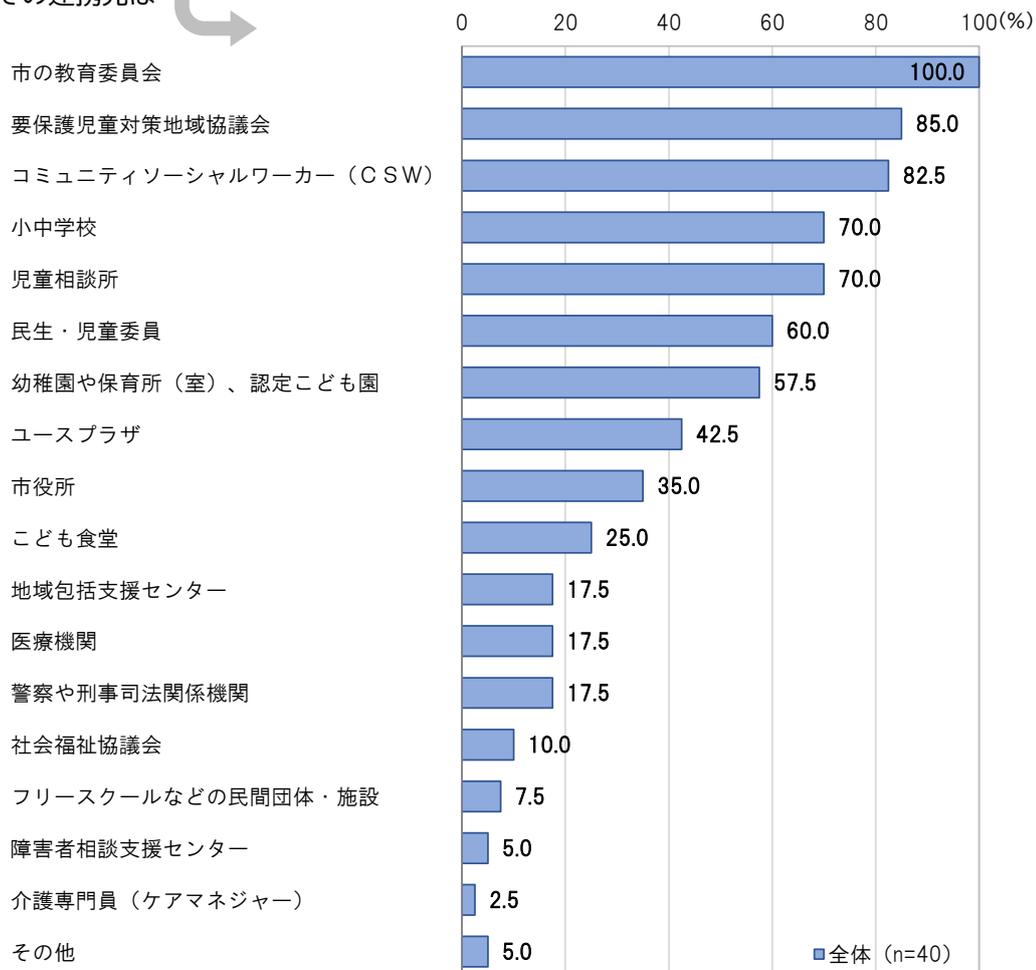


④ 支援が必要と思われる子どもや気になる子どもについて、関係機関と連携して情報共有や対応の検討を行うための体制の有無とその連携先（複数回答可）

- ・関係機関と連携して情報共有や対応の検討を行うための体制については、「ある」が95.2%となっており、ほとんどの学校で関係機関との連携体制があることが分かる。
- ・その連携先の機関については、「市の教育委員会」が100%と最も高く、次いで「要保護児童対策地域協議会」（85.0%）、「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」（82.5%）、「小中学校」及び「児童相談所」（70.0%）の順となっている。
- ・市役所では、「こども政策課」、「子育て支援課（こども相談室）」、「学校教育推進課」、「福祉総合相談課（保健福祉センター）」、「生活福祉課」の回答がみられた。
- ・その他では、「スクールソーシャルワーカー」の回答がみられた。



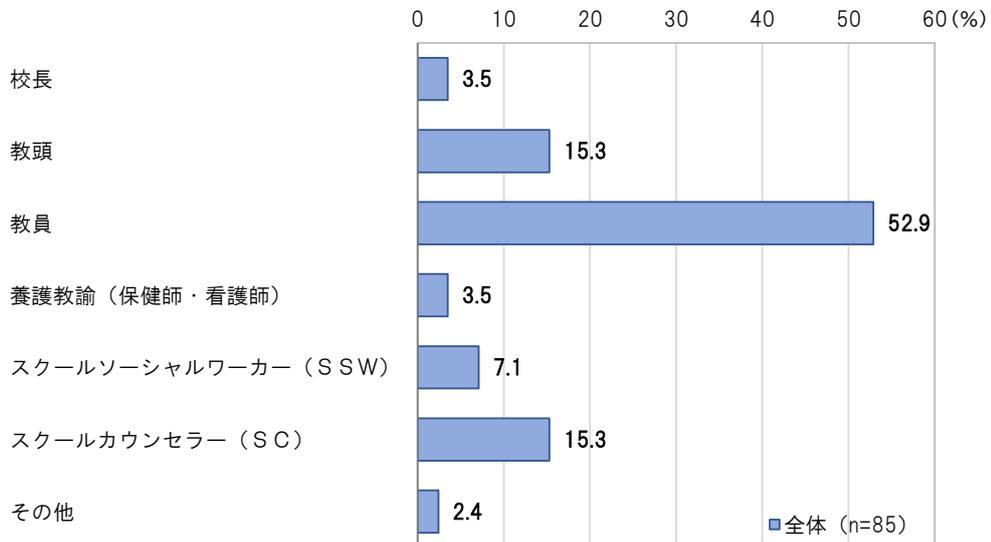
その連携先は…



(3) 調査結果（学校：先生）

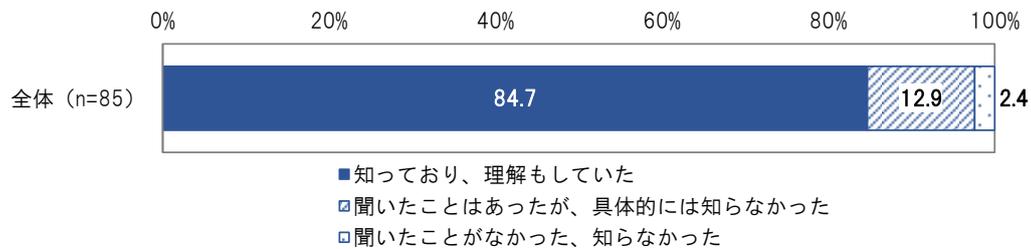
① 回答者の役職

- ・回答者の属性は、「教員・保育士」が52.9%と半数以上を占めて最も多く、次いで「教頭」及び「スクールカウンセラー（SC）」（15.3%）となっている。



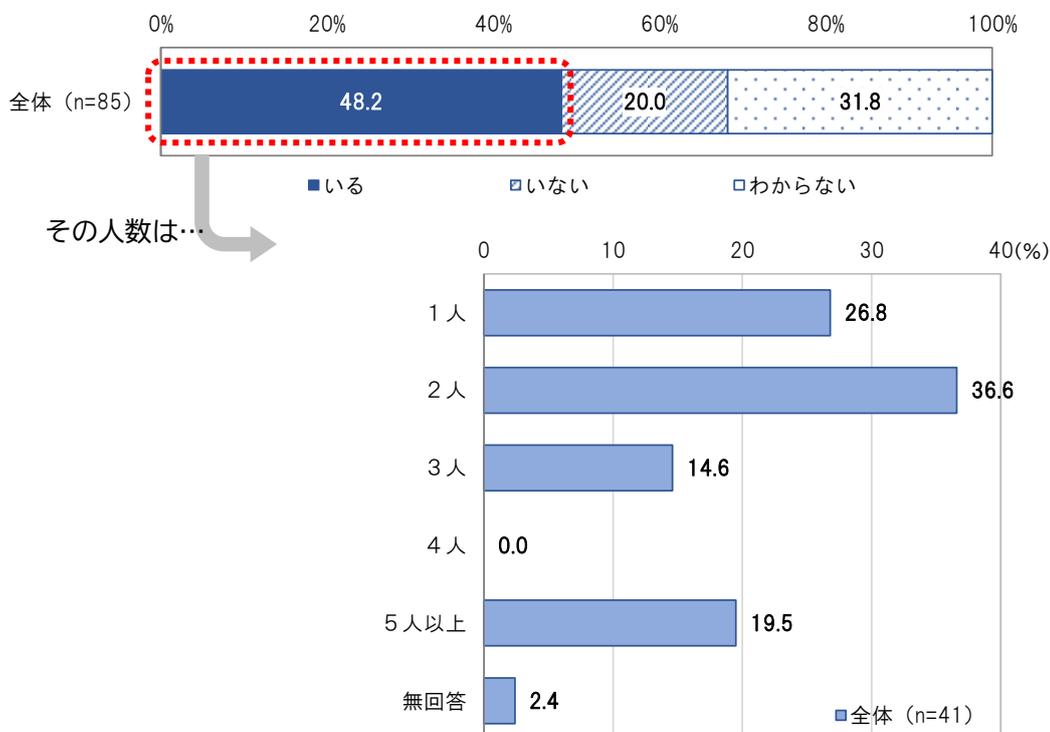
② “ヤングケアラー”の認知度

- ・“ヤングケアラー”の認知度については、「知っており、理解もしていた」が84.7%と大半を占めているものの、「聞いたことはあったが、具体的には知らなかった」が12.9%と1割を超え、「聞いたことがなかった、知らなかった」（2.4%）と合わせると1割以上の方が『知らなかった』という結果となっている。



③ ヤングケアラー（可能性を含む）ではないかと感じる子どもの有無

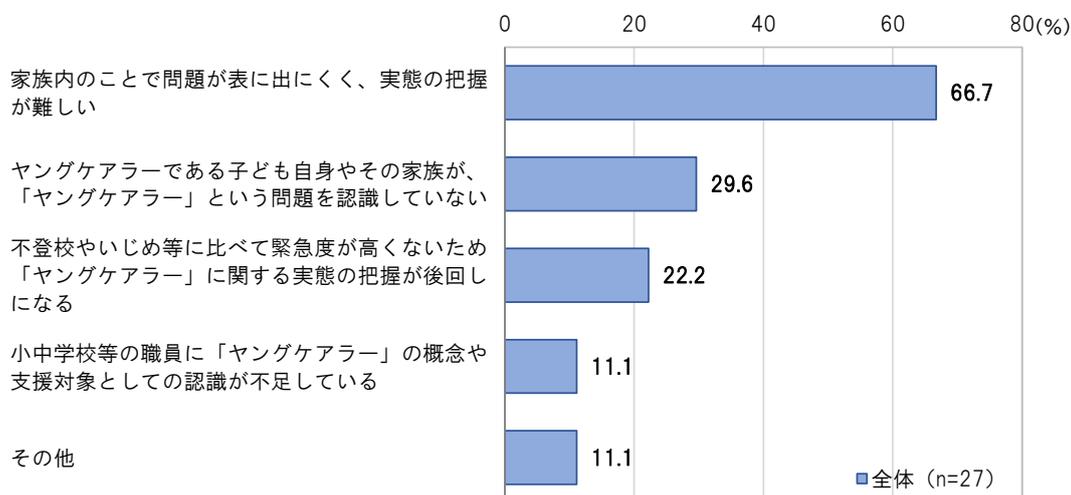
- ・ヤングケアラー（可能性を含む）ではないかと感じる子どもの有無については、「いる」が48.2%と半数近くを占めている。また、「わからない」が31.8%と3割以上を占めている。
- ・「いる」と回答した人の知っている人数については、「2人」が36.6%と3割を超えて最も多く、複数人知っている人が約7割を占めており、先生が把握しているヤングケアラー（可能性を含む）ではないかを感じる（可能性も含めて）子どもは延べ120人となっている。



④ ヤングケアラーではないかを感じる子どもがいるかどうか分からない理由（複数回答可）

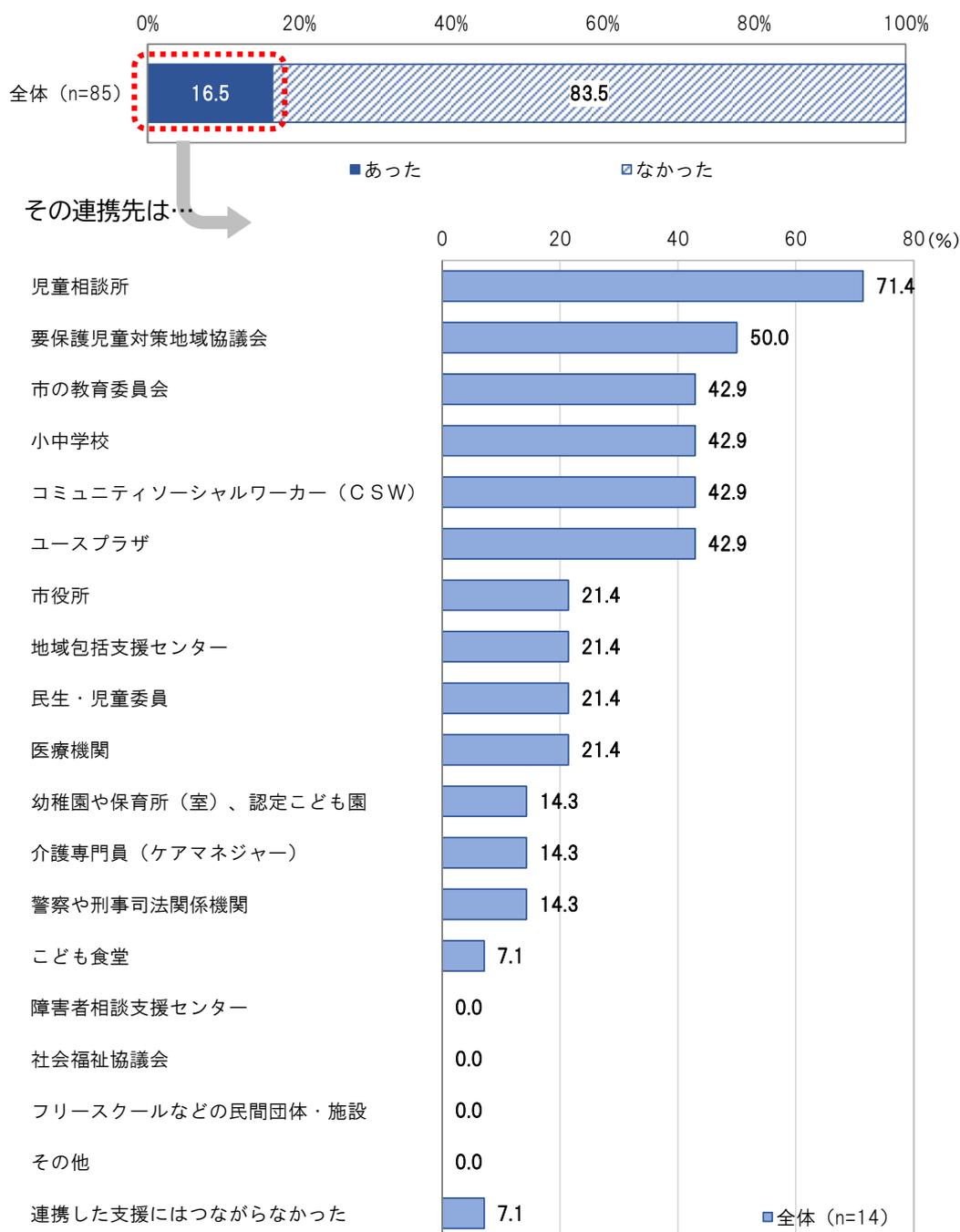
(※③で「わからない」と回答した人のみ)

- ・ヤングケアラーではないかを感じる子どもがいるかどうか分からない理由では、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が66.7%と6割以上を占めて最も多く、次いで「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が、「ヤングケアラー」という問題を認識していない」(29.6%)、「不登校やいじめ等に比べて緊急度が高くないため「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる」(22.2%)の順となっている。



⑤ ヤングケアラー（疑い含む）について外部の関係機関から支援の連携依頼があったケースの有無とその連携先（複数回答可）

- ・ヤングケアラー（疑い含む）について外部の関係機関から支援の連携依頼があったケースについては、「なかった」が83.5%と大半を占め、「あった」（16.5%）は2割未満となっている。
- ・実際に連携した先については、「児童相談所」が71.4%と7割以上を占めて最も多く、次いで「要保護児童対策地域協議会」（50.0%）となっている。
- ・「連携した支援にはつながらなかった」と回答した人（1人）の理由については、「具体的な連携方法がわからなかったため」との回答であった。
- ・市役所では、「子育て支援課（こども相談室）」、「生活福祉課」の回答がみられた。

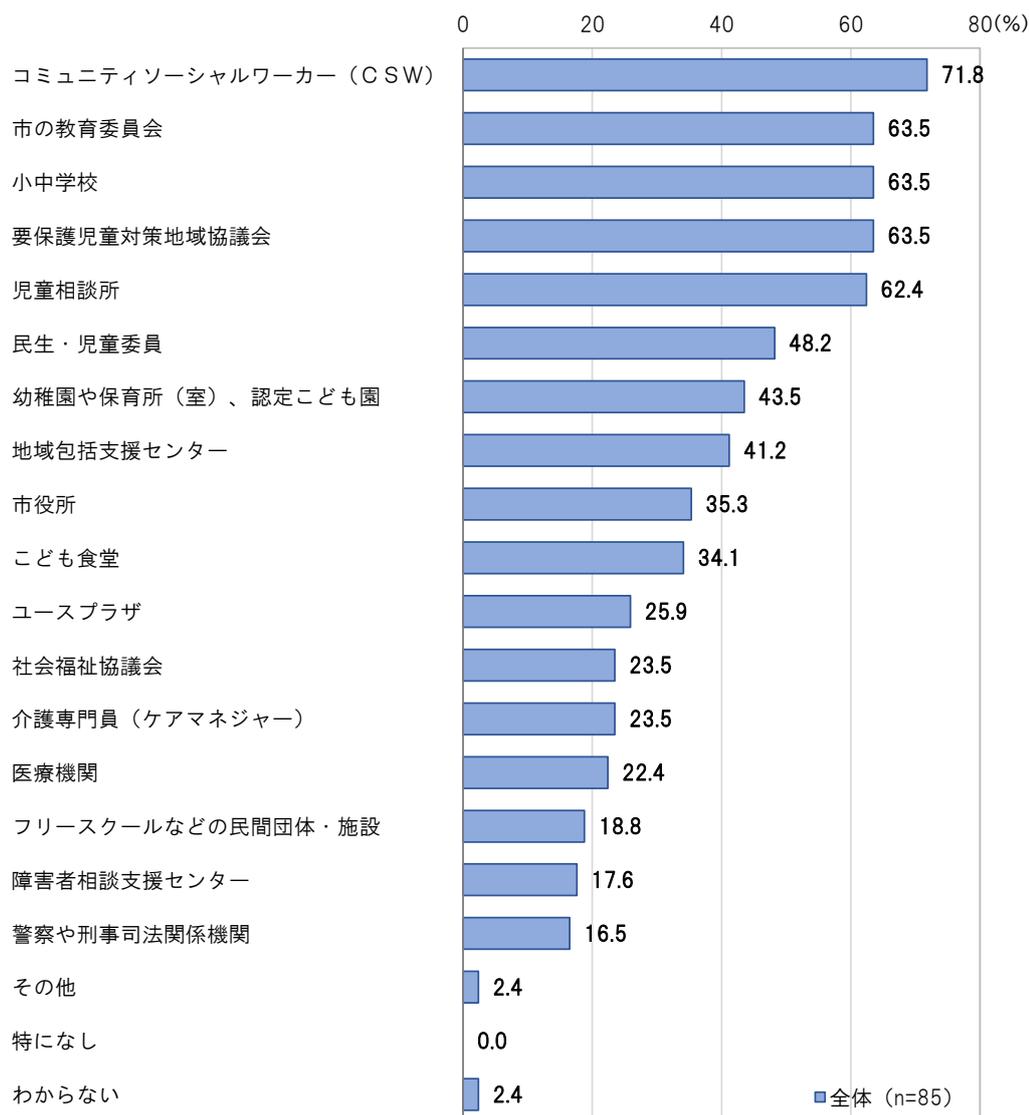


⑥ ヤングケアラー（疑い含む）について連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースの内容（自由回答）

- ・最も効果的な支援が行えたと感じたケースについては、下記の通りであった。
 - ・見守り
 - ・学校は子どもの様子を見守り、たくさん話をして、ユースプラザではケアをしてもらった。
 - ・子どもへの聞き取り
 - ・子ども家庭センターとユースプラザなどの地域との連携により、学校だけではなく、複数の見守りや支援を行った。
 - ・地域の民生委員が保護者に連絡し、介護の負担を軽減してくれた。（民生委員がアドバイザーと連携機関との橋渡しを行った）
 - ・学校が子どもの様子をしっかり見て、保護者支援を関係機関が行う。
 - ・学校での様子から市と連携し情報共有
 - ・地域、学校が連携し、それぞれの動きを共有した。
 - ・ケース会議
 - ・各種関係機関とのケース会議を開催し、教育機関としての参加を行った。

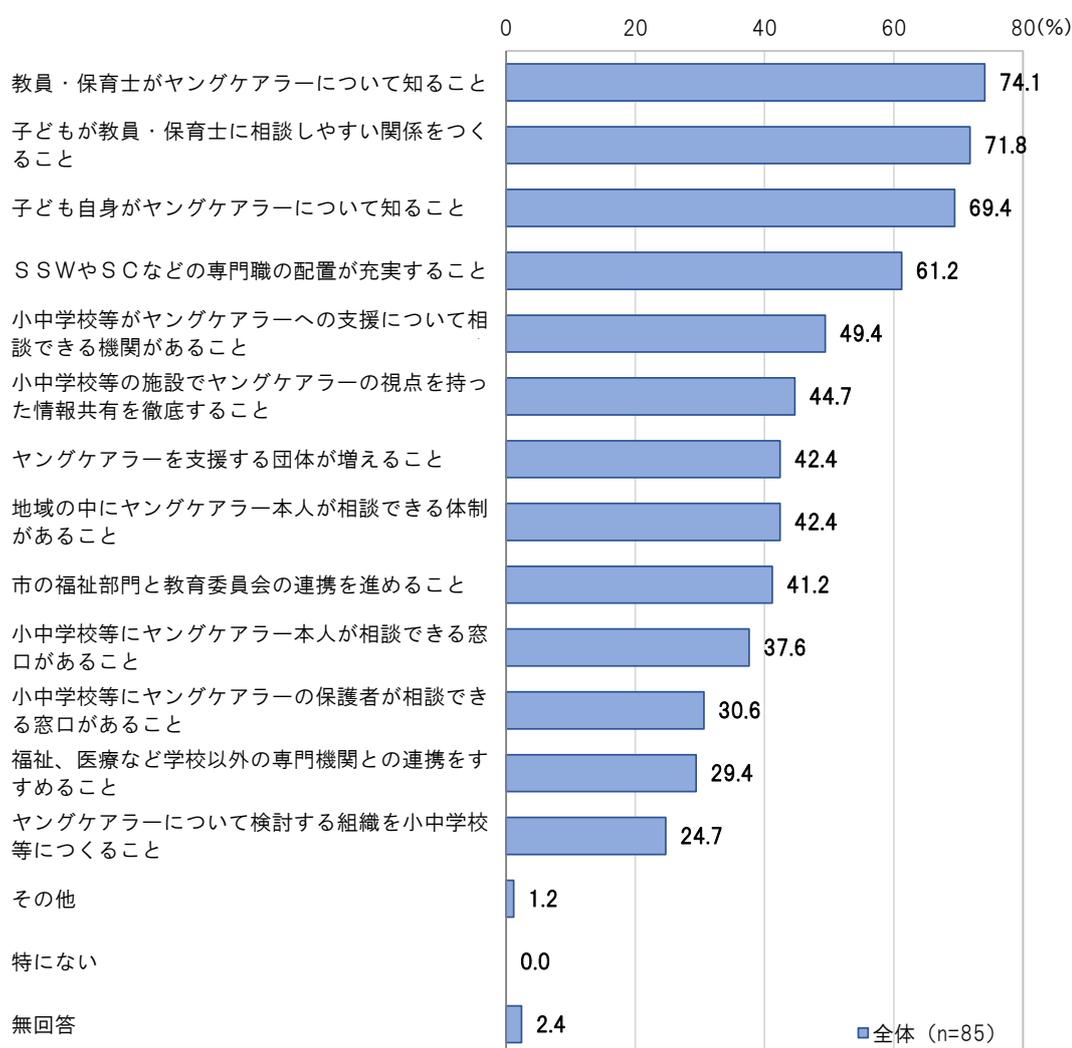
⑦ ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために、今後、連携を強化していく必要がある機関（複数回答可）

- ・ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために、今後、連携を強化していく必要がある機関については、「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」が71.8%と7割以上を占めて最も多く、次いで「市の教育委員会」「小中学校」「要保護児童対策地域協議会」（63.5%）、「児童相談所」（62.4%）の順となっている。
- ・市役所では、「こども政策課」、「子育て支援課（こども相談室）」、「学校教育推進課」、「生活福祉課」の回答がみられた。
- ・その他では「スクールソーシャルワーカー」の回答がみられた。



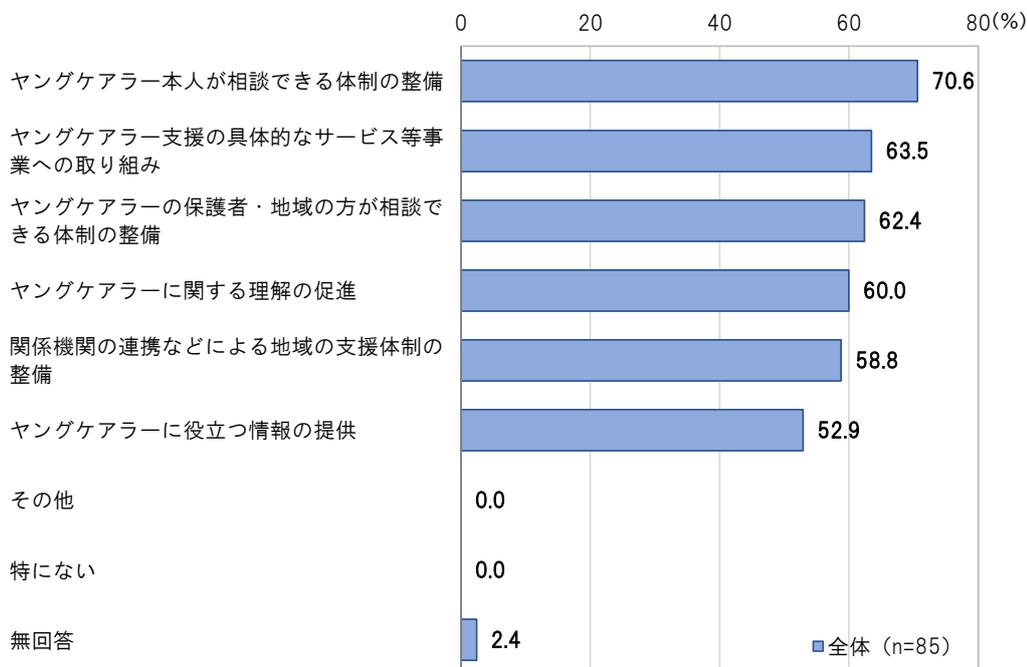
⑧ ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために必要だと思うこと（複数回答可）

- ・ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために必要だと思うことについては、「教員・保育士がヤングケアラーについて知ること」が74.1%と7割を超えて最も多く、次いで「子どもが教員・保育士に相談しやすい関係をつくること」（71.8%）、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」（69.4%）、「SSWやSCなどの専門職の配置が充実すること」（61.2%）の順となっている。
- ・福祉・医療など、学校以外の専門機関との連携では「SSWとの連携の充実（特に小学校）と、ヤングケアラーだけではなく、大人たちが自分たちの困っている状況を相談できる体制の充実」や「子どもが困ったときに頼れる場所を知っておくこと、子どもの居場所づくりと保護者支援を両輪で行える団体や施設」の回答がみられた。
- ・その他では「保護者自身に子どもがヤングケアラーにあたることを理解してもらうこと」の回答がみられた。



⑨ 必要な支援を実現するために市が取り組むべき事項（複数回答可）

- ・必要な支援を実現するために市が取り組むべき事項については、「ヤングケアラー本人が相談できる体制の整備」が70.6%と約7割を占めて最も多く、次いで「ヤングケアラー支援の具体的なサービス等事業への取り組み」(63.5%)、「ヤングケアラーの保護者・地域の方が相談できる体制の整備」(62.4%)、「ヤングケアラーに関する理解の促進」(60.0%)の順となっている。



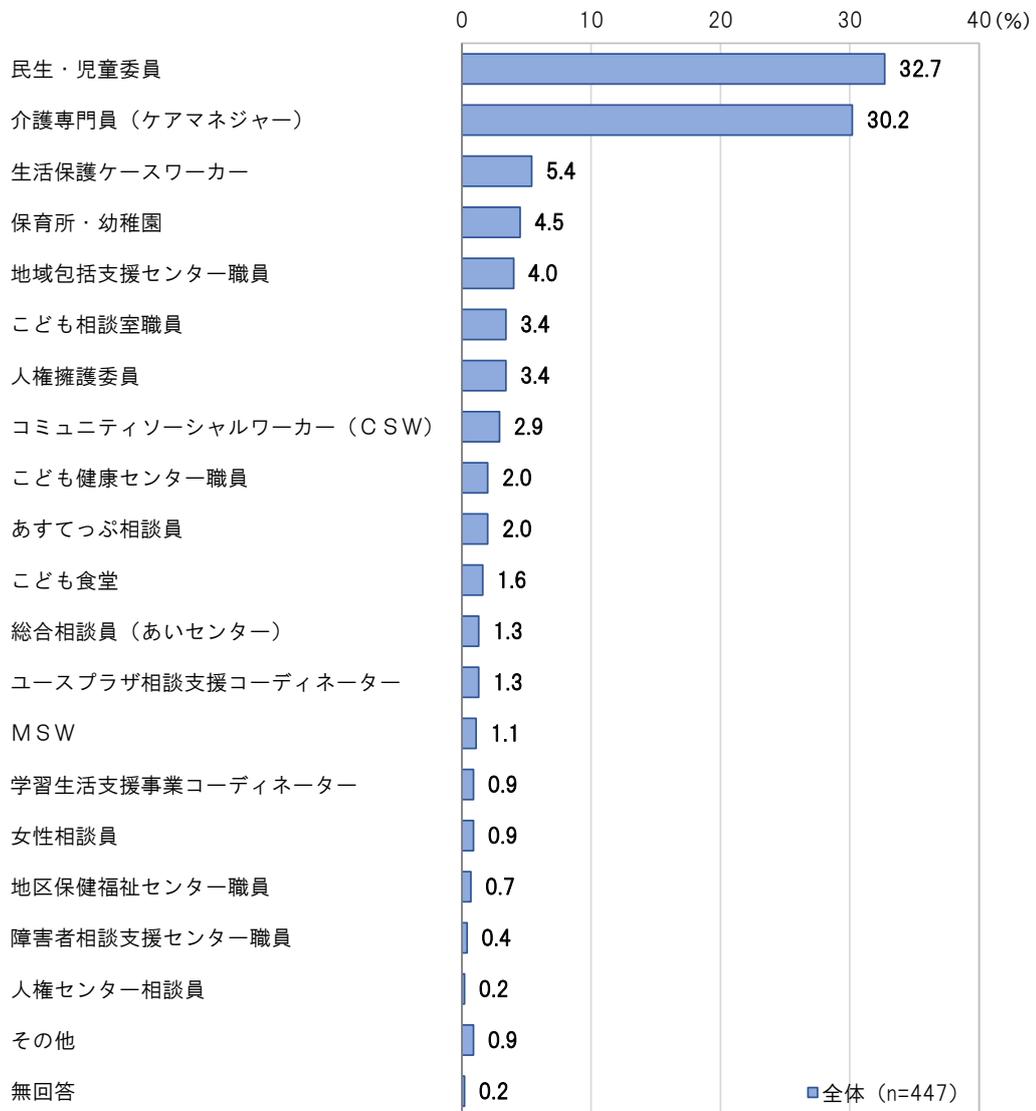
⑩ ヤングケアラーへの気づきや支援に関する意見や提案（自由回答）

- ・ヤングケアラーへの気づきや支援に関する意見については、下記の通りであった。
 - ・全教職員が必須になるような研修の実施
 - ・障害や病気を持つ家庭、ひとり親等の経済的に厳しい家庭への援助の充実
 - ・外部機関がすぐに関われるような仕組み
 - ・まずは研修などで教職員が正しい知識を持つこと
 - ・客観的な立場から保育園、学校等が情報を報告し、市が家庭にアプローチして公的にサポートを開始する仕組み
 - ・市に学校がヤングケアラーやその可能性がある児童について相談する窓口があり、その窓口と各担当課が横のつながりを持って連携するシステムづくり、連携のとれた体制づくり
 - ・ヤングケアラー本人がネットで相談したり、同じ立場の子どもたちと、団体職員とがオンラインで話せる場の整備 (いのち・愛・ゆめセンターでネット環境のある自習スペースなどで)
 - ・進路について、本人が主体的に自己決定できるような情報提供
 - ・当事者が困る前に、当事者が動き回らなくても自然に支援が入るような仕組み (性暴力被害者支援ワンストップセンターのように、医療機関などで保護者や兄弟など家族の病気や障害が判明した時点で、さまざまな関係機関から支援が入る仕組み)
 - ・小学校、高校との連携強化。卒業後の情報共有
 - ・ヤングケアラーの実態を把握するための聞き取り
 - ・社会全体でその子を助ける体制の構築
 - ・教員とSCやSSWが共有できる場が常にあること
 - ・教職員の理解と困ったときにとりあえず相談できる場所が明確であること

(4) 調査結果（世帯等支援者及び地域関係者）

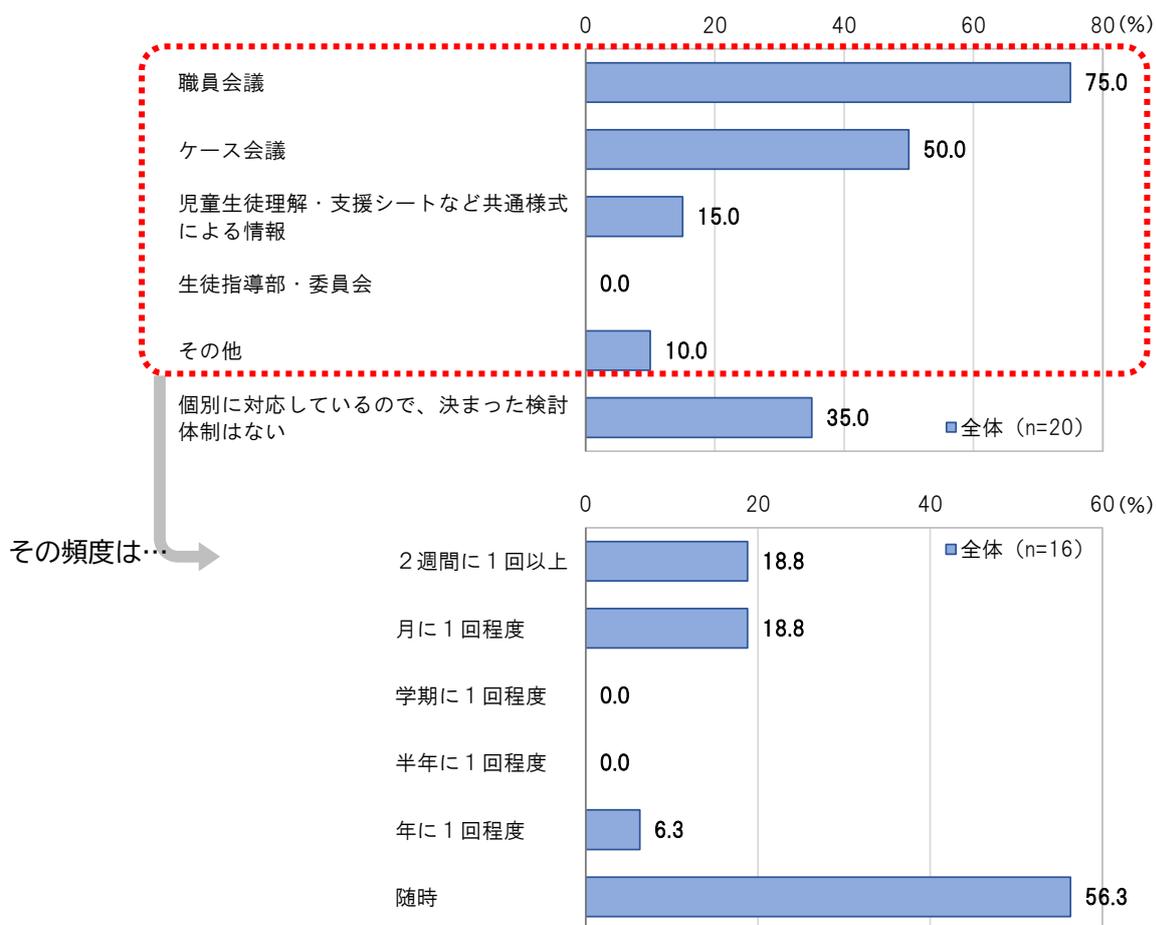
① 回答者の区分

・回答者の区分は、「民生・児童委員」が32.7%、次いで「介護専門員（ケアマネジャー）」が30.2%とともに3割を超えて多く、次いで「生活保護ケースワーカー」(5.4%)、「保育所・幼稚園」(4.5%)、「地域包括支援センター職員」(4.0%)の順となっている。



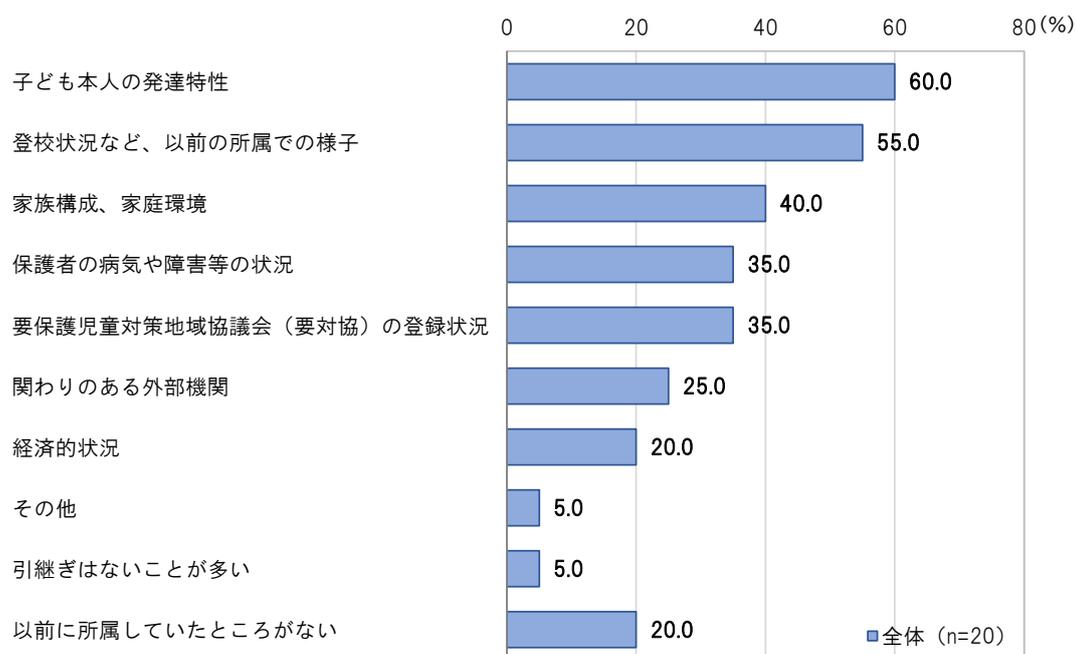
② 支援が必要と思われる子どもや気になる子どもについての情報共有・対応の検討体制
 (複数回答可) ※保育所・幼稚園のみ

- ・支援が必要と思われる子どもや気になる子どもについての情報共有・対応の検討体制については、「職員会議」が75.0%と7割以上を占めて最も多く、次いで「ケース会議」(50.0%)、「児童生徒理解・支援シートなど共通様式による情報」(15.0%)の順となっており、複数の会議体で情報共有や対応の検討を行っている園が多い結果となっている。
- ・また、その検討体制の頻度については「随時」が56.3%と半数を超えて最も多く、月に1回以上の頻度で定期的に検討会議等を行っている幼稚園や保育所(室)、認定こども園等は4割未満となっている。
- ・その他として「市役所の担当課や学校などの他施設・機関との連携」の回答がみられた。



③ 支援が必要と思われる子どもや気になる子どもについて、以前に所属していた幼稚園や保育所（室）、認定こども園等からの引継ぎ内容（複数回答可）※保育所・幼稚園のみ

- ・以前に所属していた幼稚園や保育所（室）、認定こども園等からの引継ぎ内容については、「子ども本人の発達特性」が60.0%と約6割を占めて最も多く、次いで「登校状況など、以前の所属での様子」(55.0%)、「家族構成、家庭環境」(40.0%)、「保護者の病気や障害等の状況」及び「要保護児童対策地域協議会（要対協）の登録状況」(35.0%)の順となっている。
- ・「引継ぎはないことが多い」が5.0%となっている。
- ・その他として「きょうだいの所属している学校からの情報」の回答がみられた。

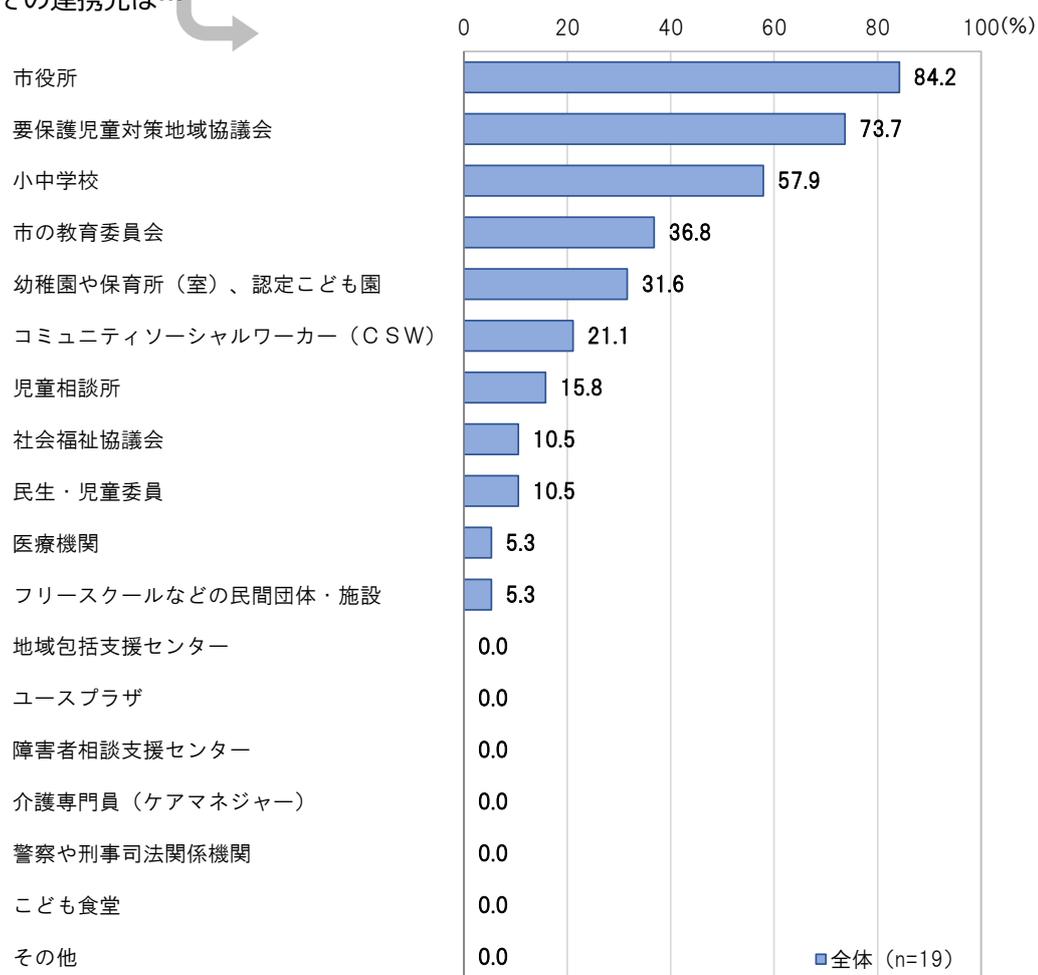


④ 支援が必要と思われる子どもや気になる子どもについて、関係機関と連携して情報共有や対応の検討を行うための体制の有無とその連携先（複数回答可）※保育所・幼稚園のみ

- ・関係機関と連携して情報共有や対応の検討を行うための体制については、「ある」が95.0%となっており、ほとんどの幼稚園や保育所（室）、認定こども園等で関係機関との連携体制があることが分かる。
- ・その連携先の機関については、「市役所」が84.2%と8割を超えて最も高く、次いで「要保護児童対策地域協議会」（73.7%）、「小中学校」（57.9%）、「市の教育委員会」（36.8%）、「幼稚園や保育所（室）、認定こども園」（31.6%）の順となっている。
- ・市役所では、「保育幼稚園総務課」、「こども政策課」、「子育て支援課（こども相談室・子育て支援総合センター）」の回答がみられた。

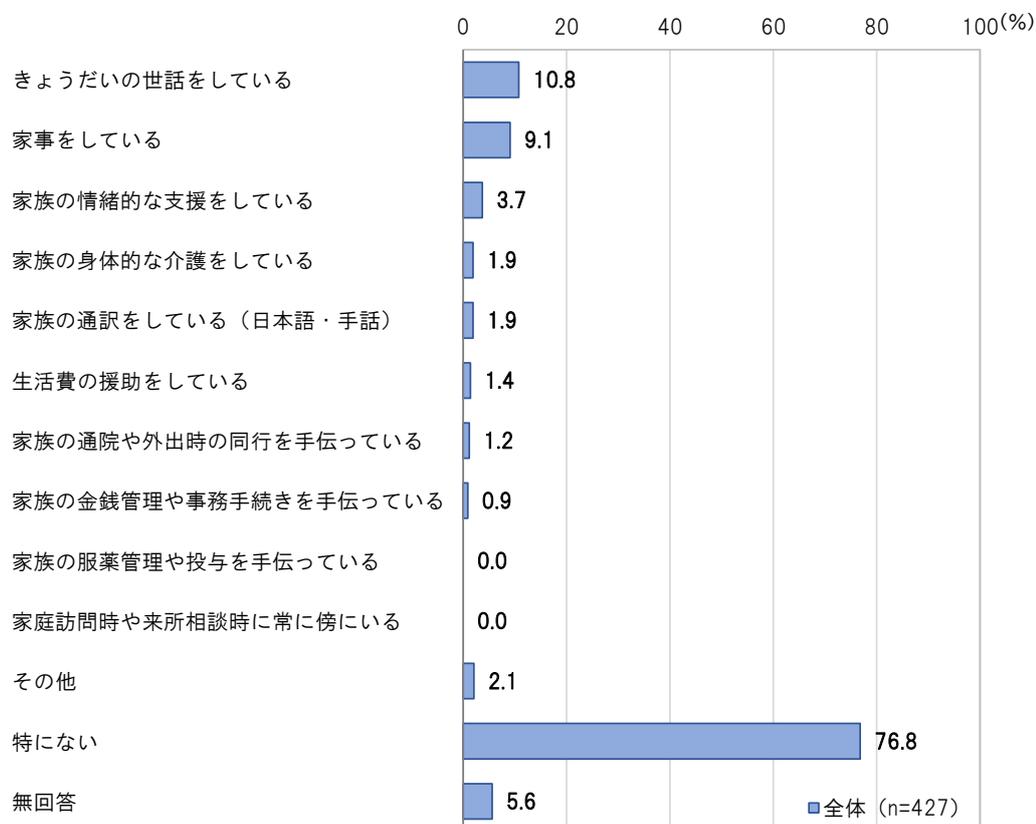


その連携先は…



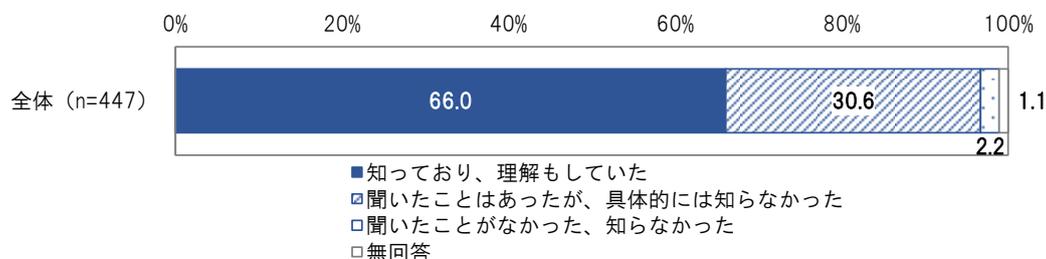
⑤ 支援に関わっている世帯のうち、事業所（組織）内で共有しているケースの有無
（複数回答可）※保育所・幼稚園以外

- ・支援に関わっている世帯のうち事業所（組織）内で共有しているケースについては、「特にない」が76.8%と大半を占めている。
- ・具体的に共有しているケースでは、「きょうだいの世話をしている」（10.8%）及び「家事をしている」（9.1%）がともに1割程度となっている。



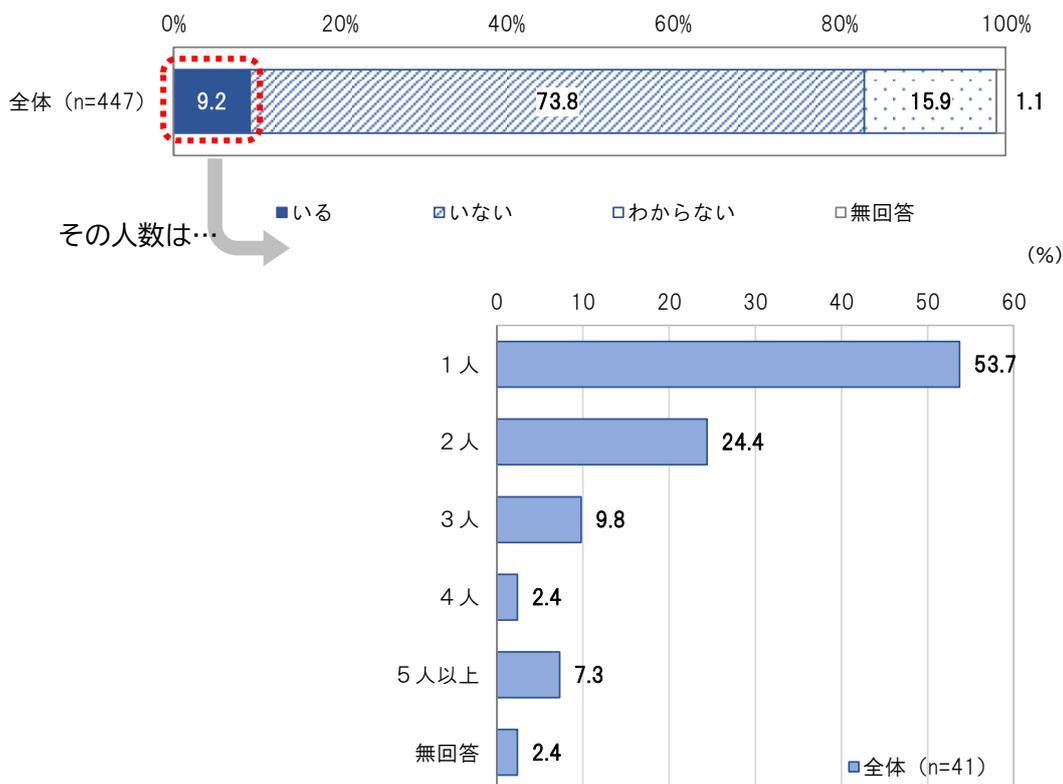
⑥ “ヤングケアラー”の認知度

- ・“ヤングケアラー”の認知度については、「知っており、理解もしていた」が66.0%と6割以上を占めているものの、「聞いたことはあったが、具体的には知らなかった」が30.6%と約3割を占め、「聞いたことがなかった、知らなかった」（2.2%）と合わせると3割以上の人が『知らなかった』という結果となっている。



⑦ ヤングケアラー（可能性を含む）ではないかと感じる子どもの有無

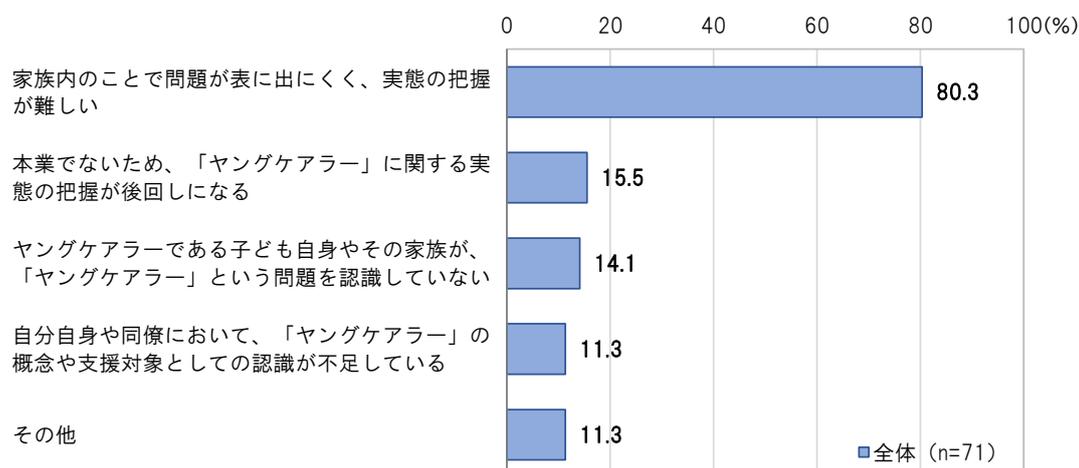
- ・ヤングケアラー（可能性を含む）ではないかと感じる子どもの有無については、「いる」が9.2%と約1割を占めている。また、「わからない」が15.9%となっている。
- ・「いる」と回答した人の知っている人数については、「1人」が53.7%と半数を超えて最も多くなっており、複数人を知っている人は4割程度となっている。世帯等支援者及び地域関係者が把握しているヤングケアラーではないかと感じる（可能性も含めて）子どもは延べ75人となっている。



⑧ ヤングケアラーではないかと感じる子どもがいるかどうか分からない理由（複数回答可）

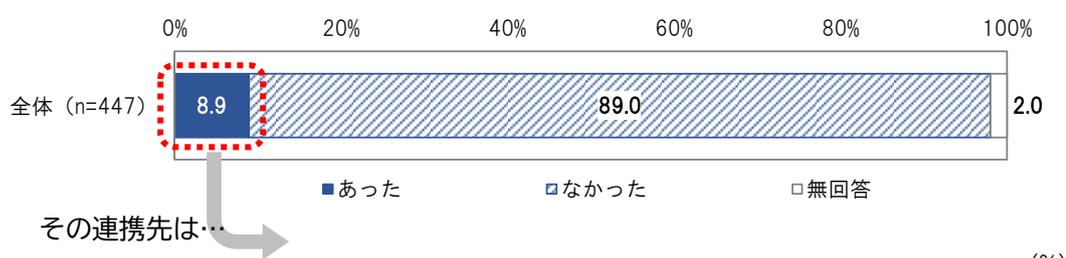
（※⑦で「わからない」と回答した人のみ）

- ・ヤングケアラーではないかと感じる子どもがいるかどうか分からない理由では、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が80.3%と約8割を占めて最も多く、次いで「本業でないため、「ヤングケアラー」に関する実態の把握が後回しになる」(15.5%)、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が、「ヤングケアラー」という問題を認識していない」(14.1%)の順となっている。

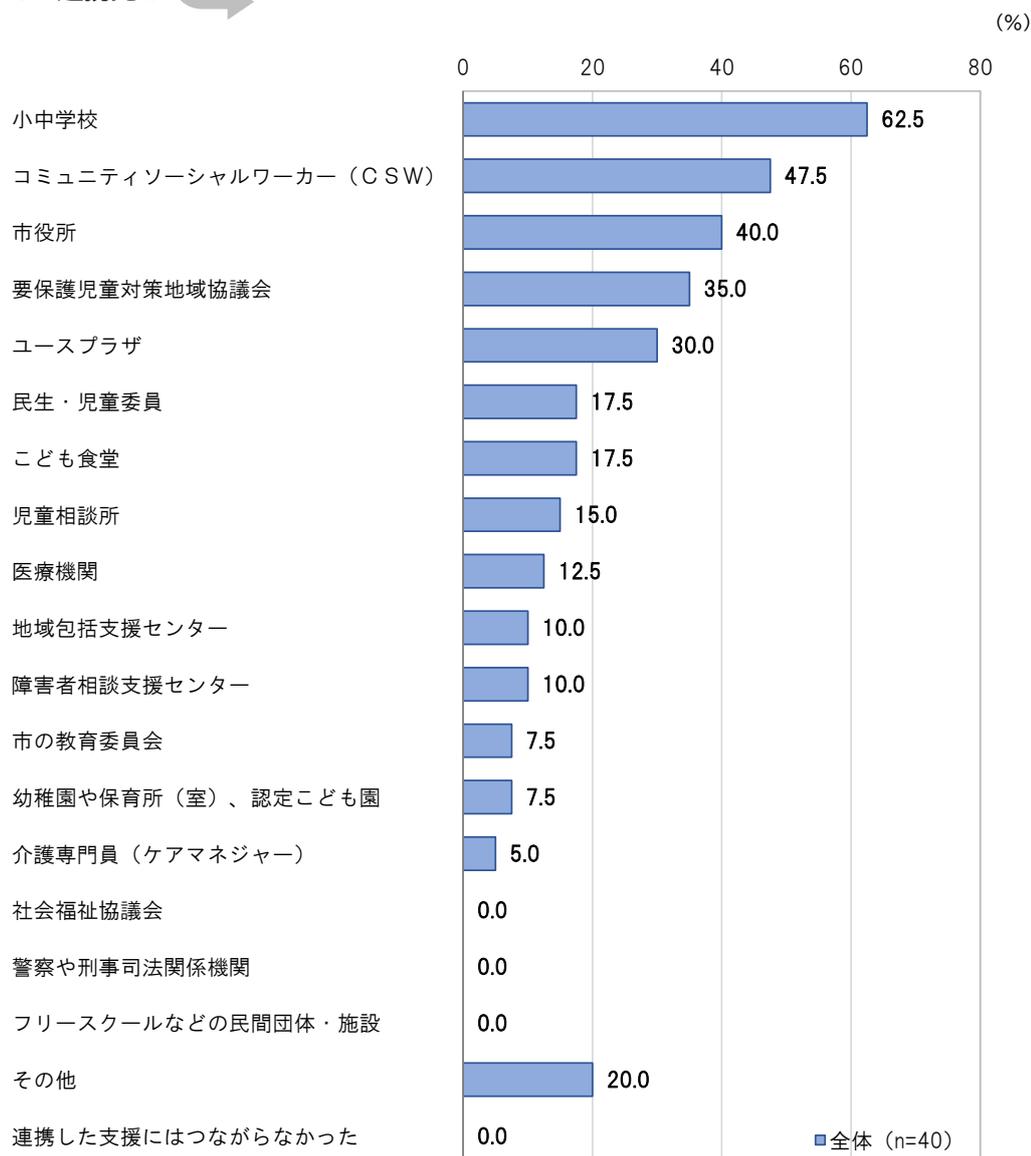


⑨ ヤングケアラー（疑い含む）について外部の関係機関から支援の連携依頼があったケースの有無とその連携先（複数回答可）

- ・ヤングケアラー（疑い含む）について外部の関係機関から支援の連携依頼があったケースについては、「なかった」が89.0%と大半を占め、「あった」（8.9%）は1割未満となっている。
- ・実際に連携した先については、「小中学校」が62.5%と6割以上を占めて最も多く、次いで「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」（47.5%）、「市役所」（40.0%）、「要保護児童対策地域協議会」（35.0%）、「ユースプラザ」（30.0%）の順となっている。
- ・市役所では、「こども政策課」、「子育て支援課（こども相談室・子育て支援総合センター）」、「保育幼稚園総務課」、「福祉総合相談課」、「生活福祉課」の回答がみられた。
- ・その他では「高校」、「相談支援専門員」、「いのち・愛・ゆめセンター（人権相談）」、「弁護士」などの回答がみられた。



その連携先は…

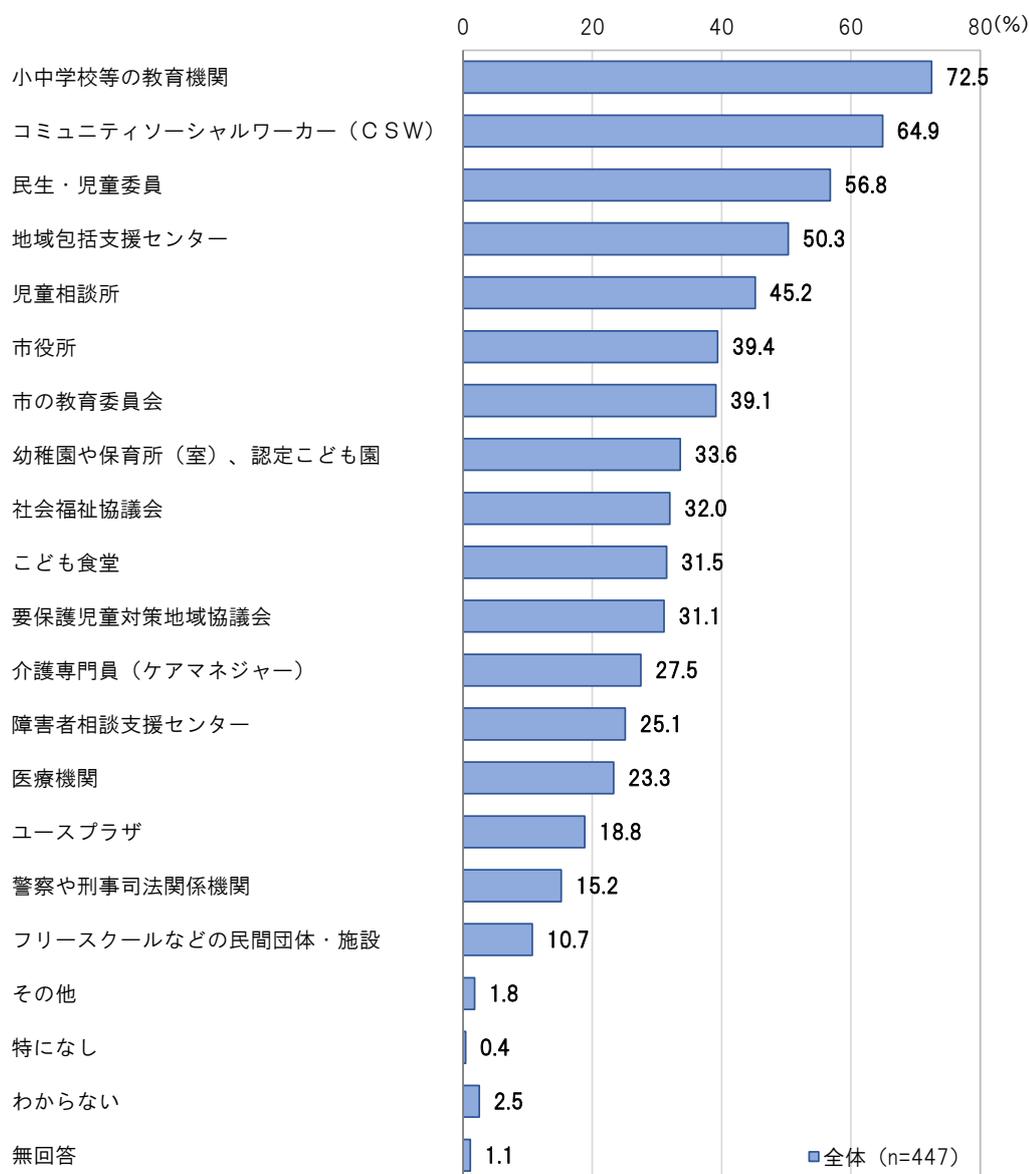


⑩ ヤングケアラー（疑い含む）について連携して行った支援のうち、最も効果的な支援が行えたと感じたケースの内容（自由回答）

- ・最も効果的な支援が行えたと感じたケースについては、下記の通りであった。
 - ・情報の共有
 - ・家庭訪問による、生活状況の聞き取りと訪問介護サービスの利用の提案
 - ・貧困家庭への食材支援により、食を通じて保護者との関係を構築した
 - ・こまめな訪問
 - ・児童養護施設への入所と、精神障害のある母の継続的な相談支援
 - ・退院前から担当ケースワーカー、こども相談室と連携を取り、退院前の主治医からの病状説明に同行した
 - ・訪問指導
 - ・見守りの支援による、居場所への声かけ、誘導
 - ・医療機関から家族、特にきょうだいが担う在宅ケアの負担について相談があり、福祉サービスの導入を検討。医療機関は児童の身体面、相談支援事業所では家族やきょうだいの精神面のサポート役として、定期的な家庭訪問を行う。家庭訪問時には在宅ケアの状況や福祉サービスの必要性などをみている。
 - ・こども健康センターは母と直接連絡を取り、母が話さない情報は虐待担当部署が他の部署から兄弟の情報をとる。
 - ・普段こども食堂に来ていた生徒が来ないため、いのち・愛・ゆめセンター職員が中学校教諭に確認。学校も休みが続いていると聞き、祖母の見守りのため学校を休んでいたことが発覚。いのち・愛・ゆめセンターからCSW、こども健康センターに相談が入った。
 - ・中学校からネグレクトで把握、本人と接触はあったが、ユースプラザ等のサービスを利用して他者とのつながりを経由して高校からCSWへ再度関わる。
 - ・家族の相談支援
 - ・家庭訪問により、家の状況の確認
 - ・主任児童委員やCSWへの情報共有
 - ・受診や就労支援の相談
 - ・他機関との連携
 - ・障害のある両親の日常生活（買物、料理）の手助けをしているケースについて、民生委員児童委員と連携し住宅を探した
 - ・ヘルパー導入による家事負担の軽減
 - ・日本語に不自由を抱える母親と中学生の支援について、CSWやひとり親自立支援員は母親の支援を行い、子どもは学習・生活支援事業やユースプラザでの食支援（弁当配達、こども食堂）を行った
 - ・フードバンク
 - ・当該者の心の支え、仕事の紹介、定期的な面談等
 - ・子どもの居場所支援や学習支援につなぐ

⑪ ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために、今後、連携を強化していく必要がある機関（複数回答可）

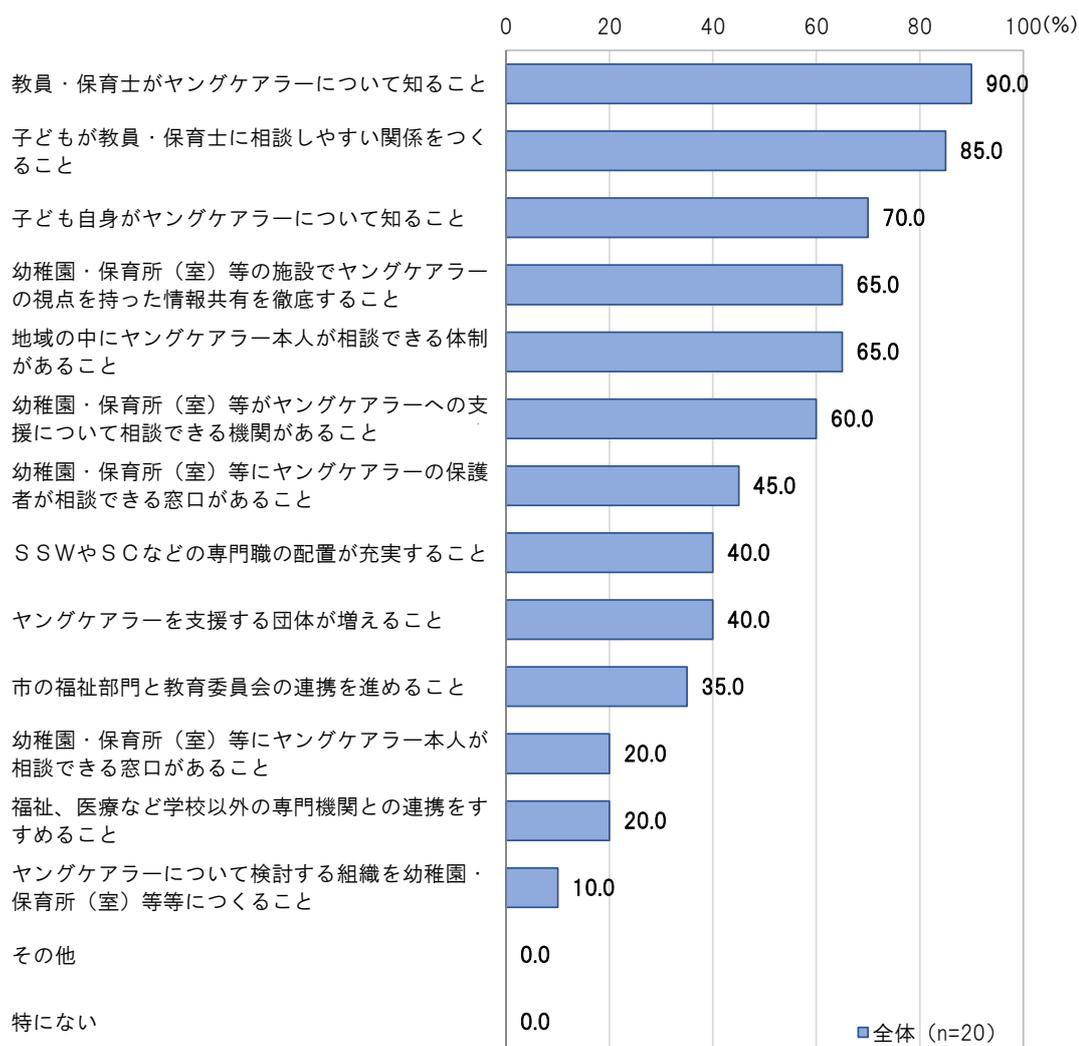
- ・ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために、今後、連携を強化していく必要がある機関については、「小中学校等の教育機関」が72.5%と7割以上を占めて最も多く、次いで「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」（64.9%）、「民生・児童委員」（56.8%）、「地域包括支援センター」（50.3%）、「児童相談所」（45.2%）の順となっている。
- ・市役所では、「こども政策課」、「子育て支援課（こども相談室・子育て支援総合センター）」、「保育幼稚園総務課」、「学校教育推進課」、「福祉総合相談課」、「地域福祉課」、「生活福祉課」、「長寿介護課」、「障害福祉課」などの回答がみられた。
- ・民間団体では「放課後子ども教室」や「子ども・若者自立支援センター」などの回答がみられた。
- ・その他では「高校」や「家族の会」、「シルバー人材センター（スポット的に家事の補助をしてくれそうな機関）」、「保護者の支援ができる場所」などの回答がみられた。



⑫ ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために必要だと思うこと（複数回答可）

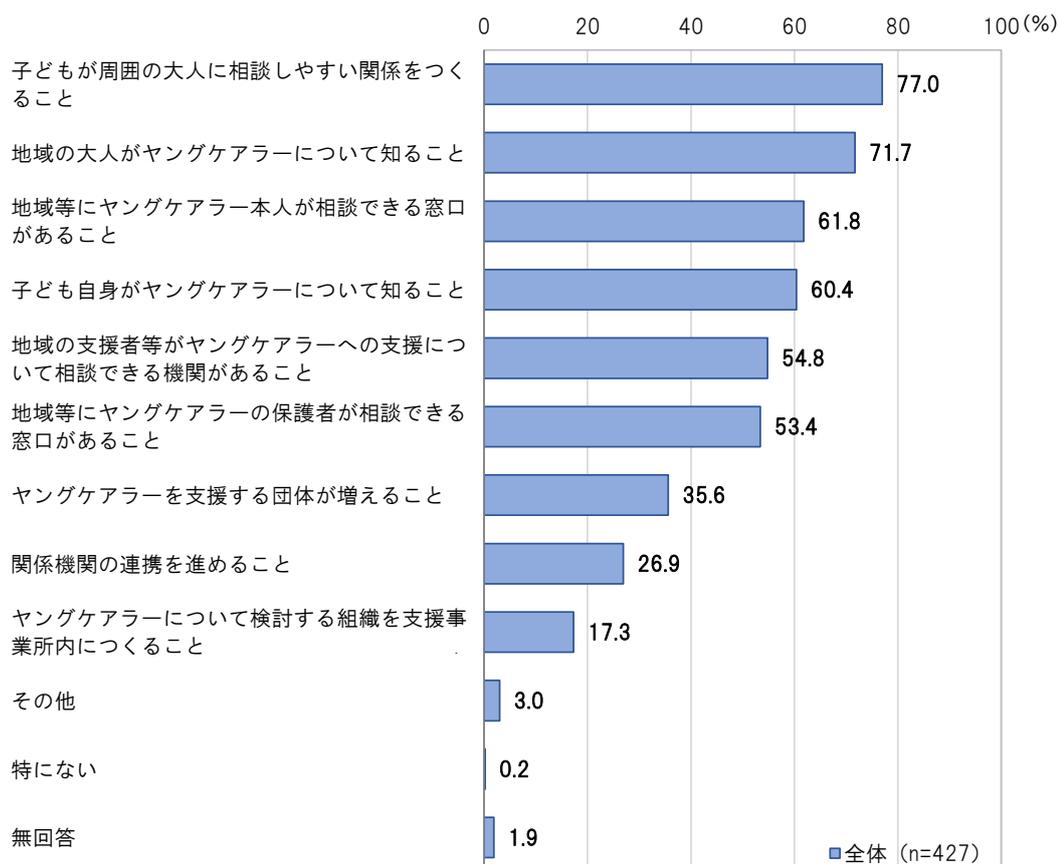
《保育所・幼稚園》

・ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために必要だと思うことについては、「教員・保育士がヤングケアラーについて知ること」が90.0%と9割を占めて最も多く、次いで「子どもが教員・保育士に相談しやすい関係をつくること」（85.0%）、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」（70.0%）、「幼稚園・保育所（室）等の施設で、ヤングケアラーの視点を持った情報共有を徹底すること」及び「地域の中にヤングケアラー本人が相談できる体制があること」（65.0%）の順となっている。



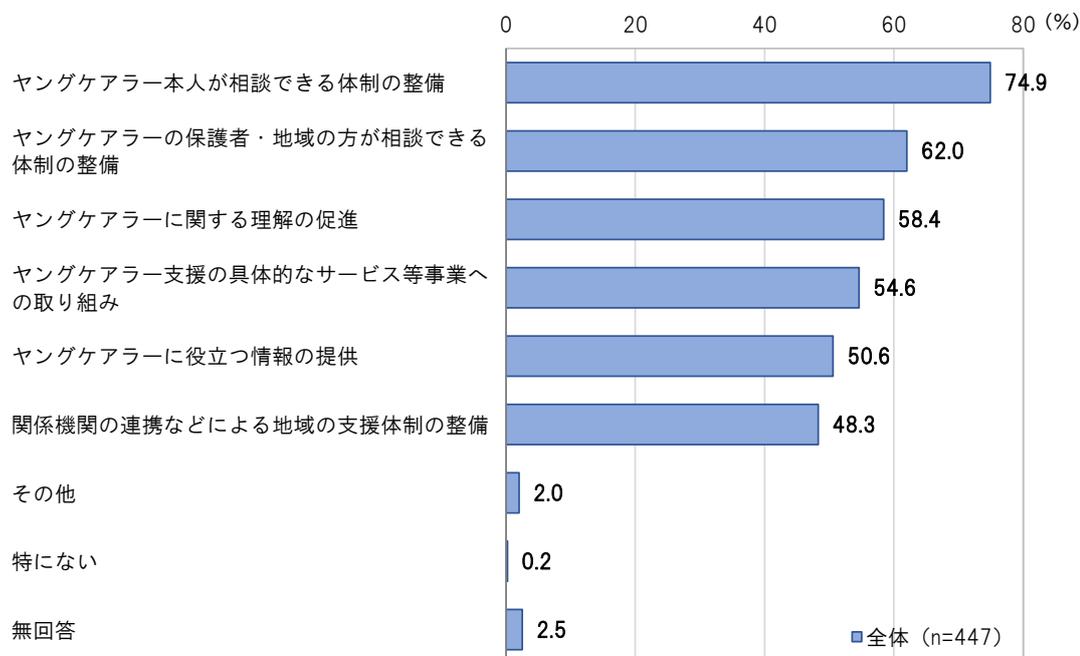
《保育所・幼稚園以外》

- ・ヤングケアラー（疑い含む）を支援するために必要だと思うことについては、「子どもが周囲の大人に相談しやすい関係をつくること」が77.0%と8割近くを占めて最も多く、次いで「地域の大人がヤングケアラーについて知ること」（71.7%）、「地域等にヤングケアラー本人が相談できる窓口があること」（61.8%）、「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」（60.4%）の順となっている。
- ・その他では「原因となっている経済的な貧困の解決のための支援」、「社会保障の整備」、「学校での聞き取りによる把握」、「ヤングケアラー同士のつながり」、「学習サポート」などの回答がみられた。



⑬ 必要な支援を実現するために市が取り組むべき事項（複数回答可）

- ・必要な支援を実現するために市が取り組むべき事項については、「ヤングケアラー本人が相談できる体制の整備」が74.9%と7割を超えて最も多く、次いで「ヤングケアラーの保護者・地域の方が相談できる体制の整備」(62.0%)、「ヤングケアラーに関する理解の促進」(58.4%)、「ヤングケアラー支援の具体的なサービス等事業への取り組み」(54.6%)の順となっている。
- ・その他では「当事者目線での支援の姿勢」、「市役所内の連携」、「地域で発見する意識づくり」、「ヤングケアラー専門支援員の発足」、「相談窓口があることの周知徹底」などの回答がみられた。



⑭ ヤングケアラーへの気づきや支援に関する意見や提案（自由回答）

- ・ヤングケアラーへの気づきや支援に関する意見については、下記の通りであった。

《周囲の理解の促進》

- ・ヤングケアラーに関する理解と相談する場所をつくること
- ・地域で支援に関わる人がヤングケアラーについて正しい知識を持つておくこと
- ・ヤングケアラーについての広告やポスター等による周知
- ・地域の見守りや声かけ
- ・ヤングケアラーについての民間への教育による浸透、理解、協力への拡大
- ・子どもの目が届くところに情報が得られる工夫
- ・隣近所に住まわれている方の気づき、ヤングケアラーという言葉を知りさせること
- ・地域住民が近所の子どもや若者が住む家庭に関わることで、生活保護担当者も生活実態をよく観察し、見極める力量が必要
- ・子の周りにいる方が大げさにせず、自然に声かけをしていくこと
- ・地域住民の理解と見守りの強化

《子どもたちの理解の促進》

- ・ヤングケアラー自身が助けを求めても良いということの理解、SOS発信できること
- ・学校の授業でお手伝いとヤングケアラーが違うことなど知る機会をつくること
- ・学校教育でヤングケアラーについて学習すること
- ・直接関わりのある方が情報発信を行えるよう感性を育成させる、教育すること
- ・ヤングケアラー自身が自分の置かれた状況が普通でないと感じること

《相談窓口の充実》

- ・相談窓口の明確化
- ・保護者や関係機関の支援者が相談できる窓口
- ・関係機関、地域等で早期発見できる相談体制
- ・子どもが気軽に相談できる場所（電話やオンライン）
- ・当該者が自身のしんどさを語ることで支えられる支援者が身近にいること
- ・行きやすい所に相談できる場所をつくること（地域のコミュニティセンターや公民館など）
- ・市役所、コミュニティセンター、公民館、学校など、複数に相談できる場所があること
- ・匿名で相談する環境、ヤングケアラーと虐待に関しては関係性が深いので相談者をきちんと保護できる環境づくり
- ・ヤングケアラーの疑いがある世帯の情報を共有した場合でも、ヤングケアラー自身が相談できる場が少なく、問題が表面化しにくいと感じるため、家庭内とは別で相談できる機関へ繋げること
- ・誰もがちょっとした気になることを相談したり話したり、すぐ行動できる体制
- ・気軽に相談できる場所
- ・困って悩んでいる子どもも親御さんも話を聞いてくれる場所（そういう人がいる）をたくさん作っていくこと
- ・子どもに世話をしてもらっている保護者が相談できるような窓口
- ・啓発カード（相談先の電話番号や窓口の場所を記載）を配布し、連絡先を登録したヤングケアラーや住民には定期的に近況確認メール・ラインの実施
- ・悩みや弱音が言える敷居の低い相談場所と相談員（支援者）の育成

- ・ヤングケアラー本人が相談しやすい形（窓口が難しい場合SNS相談）をつくり、具体的に支援できる制度をつくる
- ・複数の相談できる場の充実

《関係機関の連携》

- ・学生が最も時間を過ごす、学校での支援体制の整備
- ・支援が縦割りにならないよう関係機関が連携する上で主となる支援機関の存在
- ・他職種・多機関で密に連携を図る必要があるため、必要なタイミングで関係機関がスムーズに連携できるよう縦割り行政の見直し（重層的支援体制整備）
- ・こども相談室や長寿介護課、障害福祉課等にヤングケアラーの担当相談員がいるなど、子どもの支援や相談を行ってくれる機関
- ・ヤングケアラーに日々直接関わっている機関との連携の強化
- ・日常的に接する機関にアンテナを張ってもらい、疑いのレベルでも気軽に情報共有ができるチーム作り
- ・学校と各団体や行政との連携の強化。先生方の仕事が増えるのは本意ではないが、忙しい先生方からいかに情報を聞き出すかが課題
- ・まずは関係機関と連携し発見につながるよう、会議等で情報共有を図ること
- ・学校の先生方（特に担任）が日々の生徒の様子を見て少しでもおかしいことに気づいたら関係機関へ情報共有できるような仕組み
- ・健康福祉セーフティネット会議への学校等教育機関の参加
- ・保育園や認定こども園、小中学校や学童保育等からの情報提供
- ・地域包括支援センターと学校との連携
- ・学校と地域の民生委員児童委員等との連携
- ・高校も含めた教育機関からの情報交換、共有
- ・ヤングケアラー本人自身の気持ちを大切に、時間をかけてでもずっと見守ってあげること
- ・子どもに対する支援、親に対する支援（家庭環境関係）を一つの事業所で扱うことは難しいと思うので、チームで取り組むために市役所内にコーディネーターの配置が必要
- ・市にヤングケアラー支援の専門窓口の設置
- ・学校、地域と連携の中での情報共有
- ・まずは子どもに接している学校教員が気づき、状況把握のためにSSW、行政の福祉部門、子育て部門の専門職がアプローチすること（行政の関係機関との連携、調整を行う体制）
- ・相談できる、助け合える関係づくりをしていくために、地域ぐるみのさまざまな連携の場
- ・きょうだい関係の学校施設との連携
- ・どこの機関と連携して対応していくのかを明確にすること
- ・保育所に入所するまでの情報として、保護者や子どもを取り巻く環境に支援が必要かどうかを紐づけること
- ・きょうだいからの発信とその内容を関係施設が連携すること

《支援の仕方やマニュアルなどの提示》

- ・自身の意思なのか、やむを得ない事情によるものかの判断を誰がどういう基準で判断するのかの検討
- ・ケアマネジャー等の高齢者等の支援を行う方がヤングケアラーと疑われる子ども等を発見した後の流れなどを示したフロー図

- ・各支援機関のできること・できないことを示して情報共有すること
- ・ヤングケアラーやその可能性のある子どもに気づいたときのマニュアルなどわかりやすく伝えていくこと
- ・幼稚園等でヤングケアラーの疑いをキャッチした時にどこに相談すれば良いか等の具体的な周知

《支援・サービスの充実》

- ・経済的な負担が少ないサービスの充実
- ・利用しやすいサービスを提供できる仕組み
- ・家計のことも含めた支援体制の整備
- ・夜間でも相談でき、対応してくれる人が来てコミュニケーションをとってくれる機関の立ち上げ
- ・本人が少しでも家庭から離れて安心して過ごせる居場所の確保
- ・子どもたちの生活を確保するための経済的、肉体的、精神的支援が行える窓口と仕組み
- ・ヤングケアラー本人も、子どもにケアをしてもらわないと生きていけない状態の保護者も、両方支援が必要

《その他》

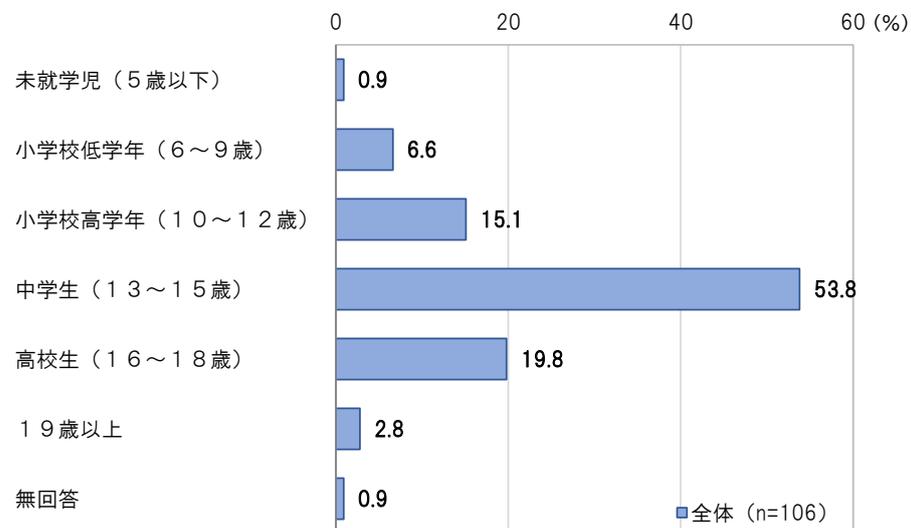
- ・元ヤングケアラーが小中高に行き、話をする事
- ・当該者の所属機関が生活実態を知ること
- ・ヤングケアラーの人たち（大人になってからの人）との交流会
- ・小中学校や高校等でのアンケートによる実態把握
- ・同年代のヤングケアラー同士が集え、情報共有できる場
- ・地域の中で、子どもがほっとできる、子どもの居場所の確保
- ・園児の家庭状況の把握

(5) 調査結果（個票）

- ・個票については、学校、保育所・幼稚園、世帯等支援者及び地域関係者の調査項目のうち、「ヤングケアラー（可能性を含む）ではないかと感じる子どもの有無」において「いる」と回答した人に、その子どもについてそれぞれ質問に回答したものである。
- ・個票については、学校調査からは35件分、保育所・幼稚園調査からは2件分、世帯等支援者及び地域関係者調査からは69件分の回答があり、延べ106件分の回答があった。ここでは、この106件についての集計結果を示す。

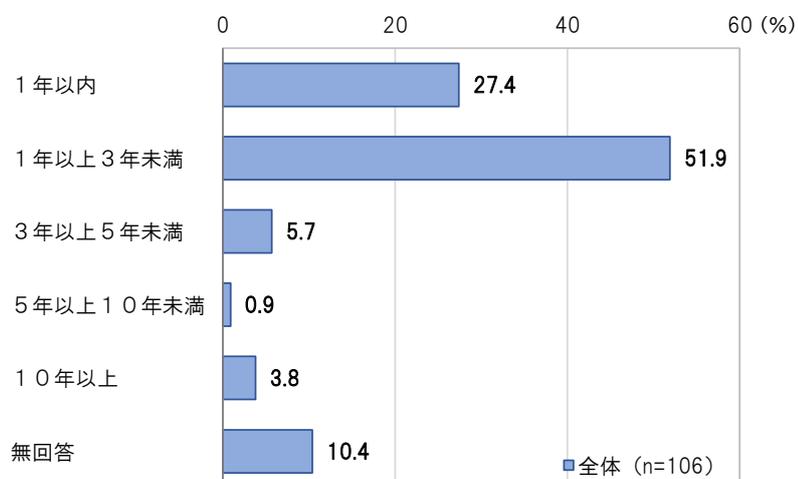
① その子どもの現在の学年（年齢）

- ・その子どもの現在の学年（年齢）については、「中学生（13～15歳）」が53.8%と半数以上を占め、次いで「高校生（16～18歳）」（19.8%）、「小学校高学年（10～12歳）」（15.1%）の順となっている。



② その子どもとの関わりのある期間

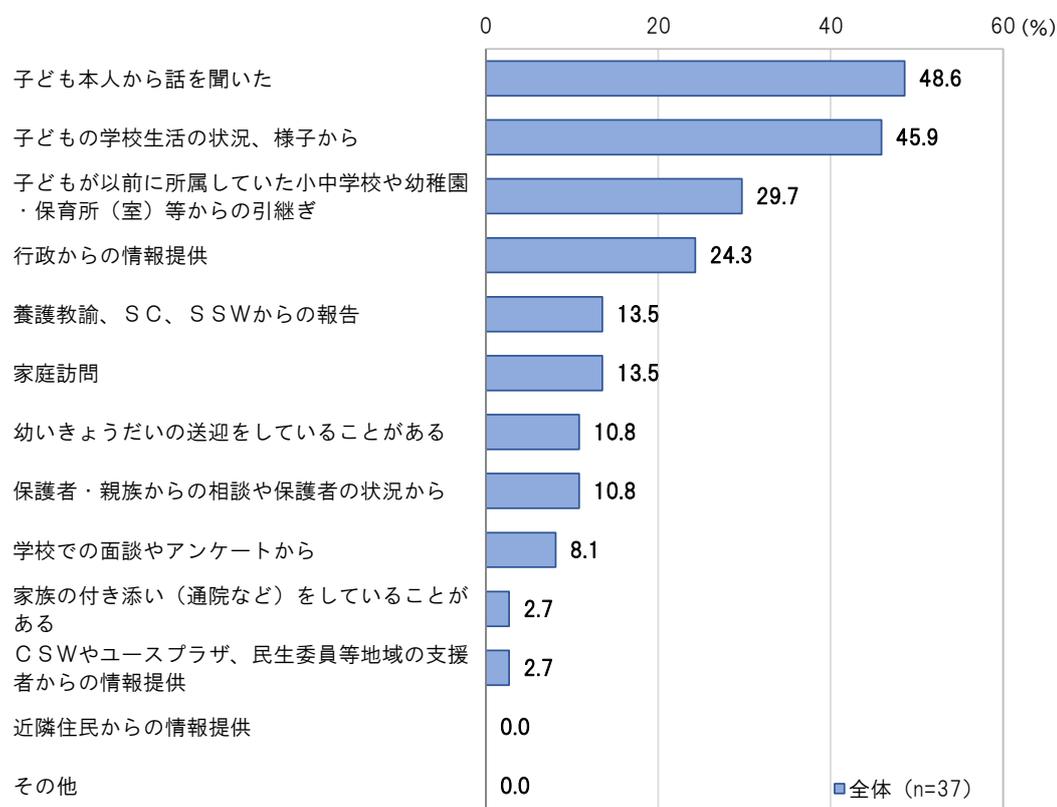
- ・その子どもとの関わりのある期間については、「1年以上3年未満」が51.9%と約半数を占め、次いで「1年以内」（27.4%）の順となっている。



③ その子どもがケアしていることに気付いたきっかけ（複数回答可）

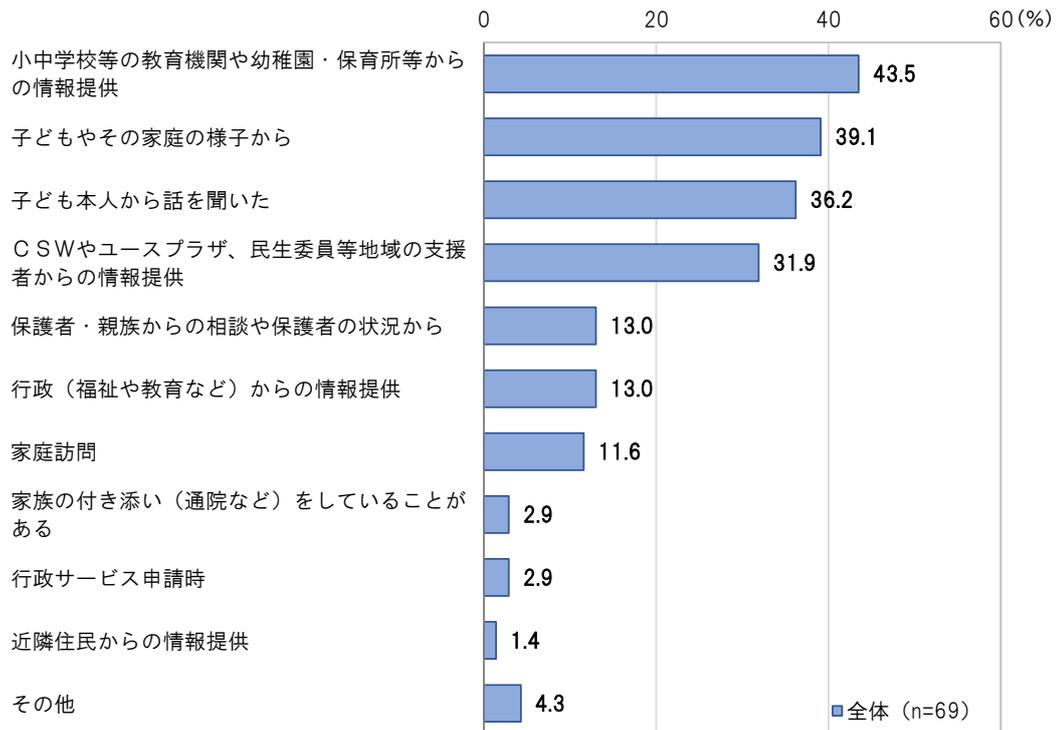
（学校・園）

・学校・園でその子どもがケアしていることに気付いたきっかけについては、「子ども本人から話を聞いた」が48.6%と半数近くを占めて最も多く、次いで「子どもの学校生活の状況、様子から」（45.9%）、「子どもが以前に所属していた小中学校や幼稚園・保育所（室）等からの引継ぎ」（29.7%）、「行政からの情報提供」（24.3%）の順となっている。



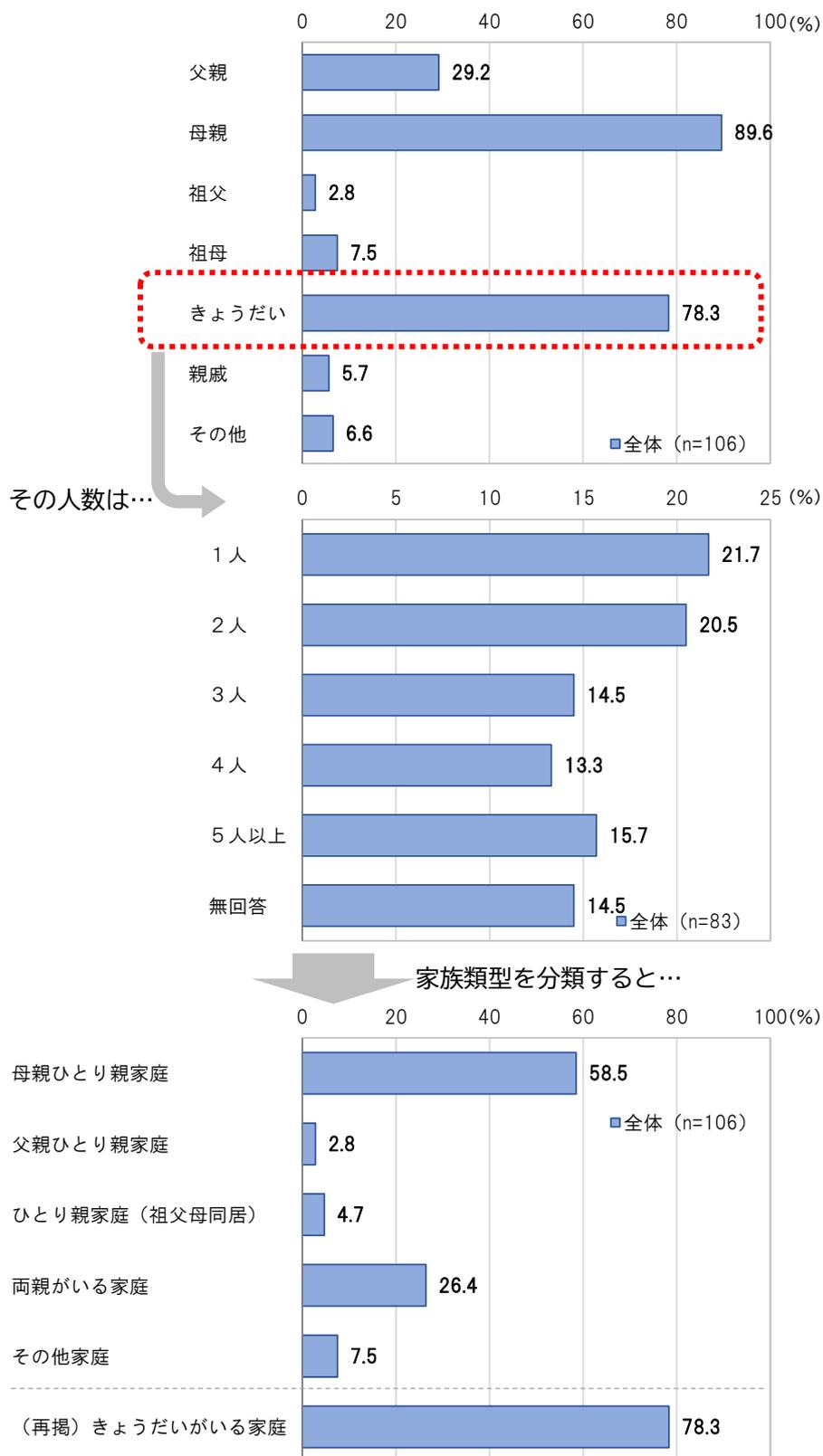
(世帯等支援者及び地域関係者)

- ・世帯等支援者及び地域関係者でその子どもがケアしていることに気付いたきっかけについては、「小中学校等の教育機関や幼稚園・保育所等からの情報提供」が43.5%と4割以上を占めて最も多く、次いで「子どもやその家庭の様子から」(39.1%)、「子ども本人から話を聞いた」(36.2%)、「CSWやユースプラザ、民生委員等地域の支援者からの情報提供」(31.9%)の順となっている。
- ・その他では「いのち・愛・ゆめセンター」、「中学校や人権担当とも連携しており、休んでいることを聞き常に世帯まるごと相談支援（見守り）を行っている」などの回答がみられた。



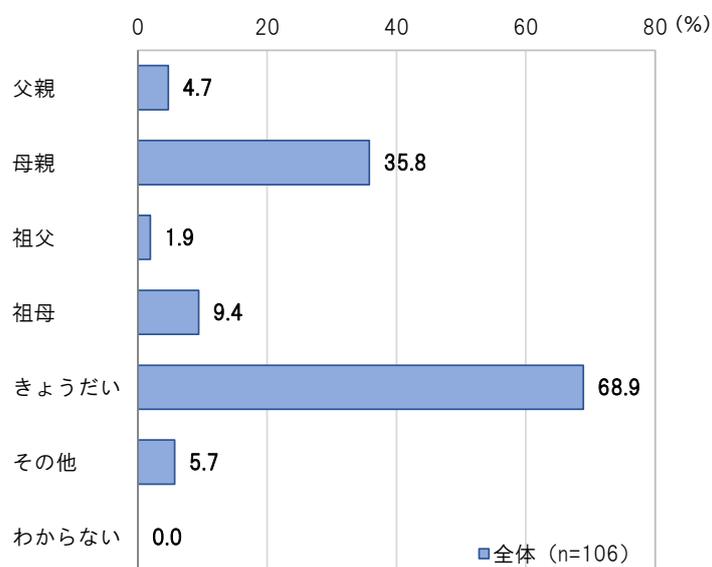
④ その子どもと同居している人（複数回答可）

- ・ その子どもと同居している人については、「母親」が 89.6%と約9割を占めて最も多く、次いで「きょうだい」（78.3%）、「父親」（29.2%）の順となっている。
- ・ その他では「母親の交際相手・パートナー」、「叔父・叔母」、「甥・姪」などの回答がみられた。
- ・ きょうだいと回答した人の人数では「1人」が 21.7%と最も多く、次いで「2人」（20.5%）、「5人以上」（15.7%）の順となっている。
- ・ 家族類型を分類すると、「母親ひとり親家庭」が 58.5%と6割近くを占めて最も多くなっている。



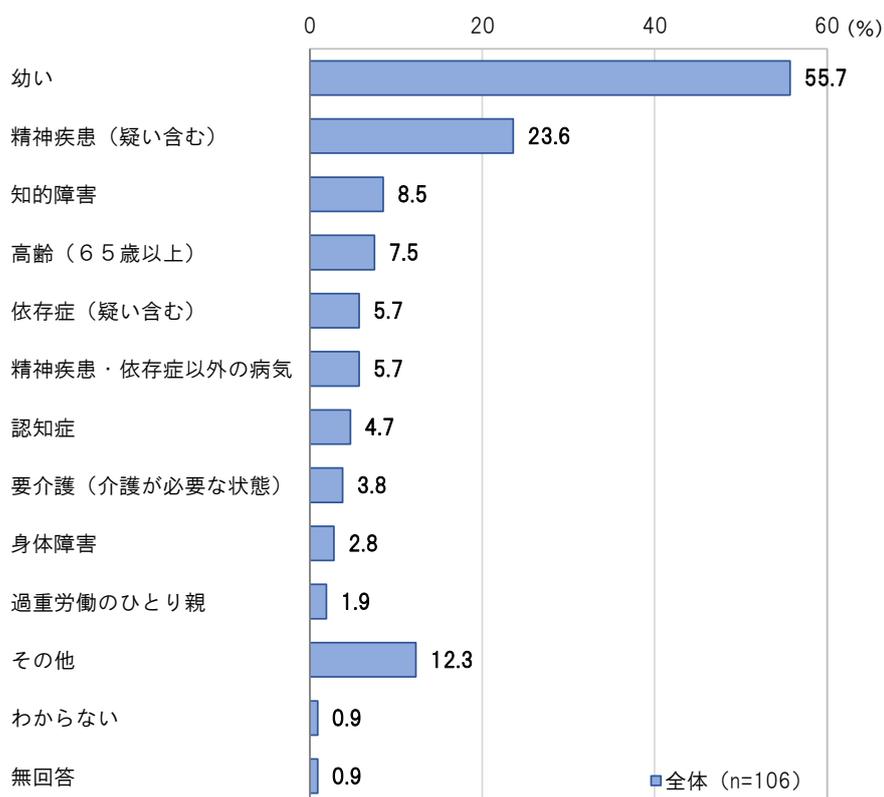
⑤ その子どもがケアをしている対象者（複数回答可）

- ・その子どもがケアをしている対象者については、「きょうだい」が68.9%と7割近くを占める。
- ・次いで、「母親」(35.8%)、「祖母」(9.4%)の順となっている。
- ・その他では「甥・姪」、「親戚の子ども」、「自身の子ども」などの回答がみられた。



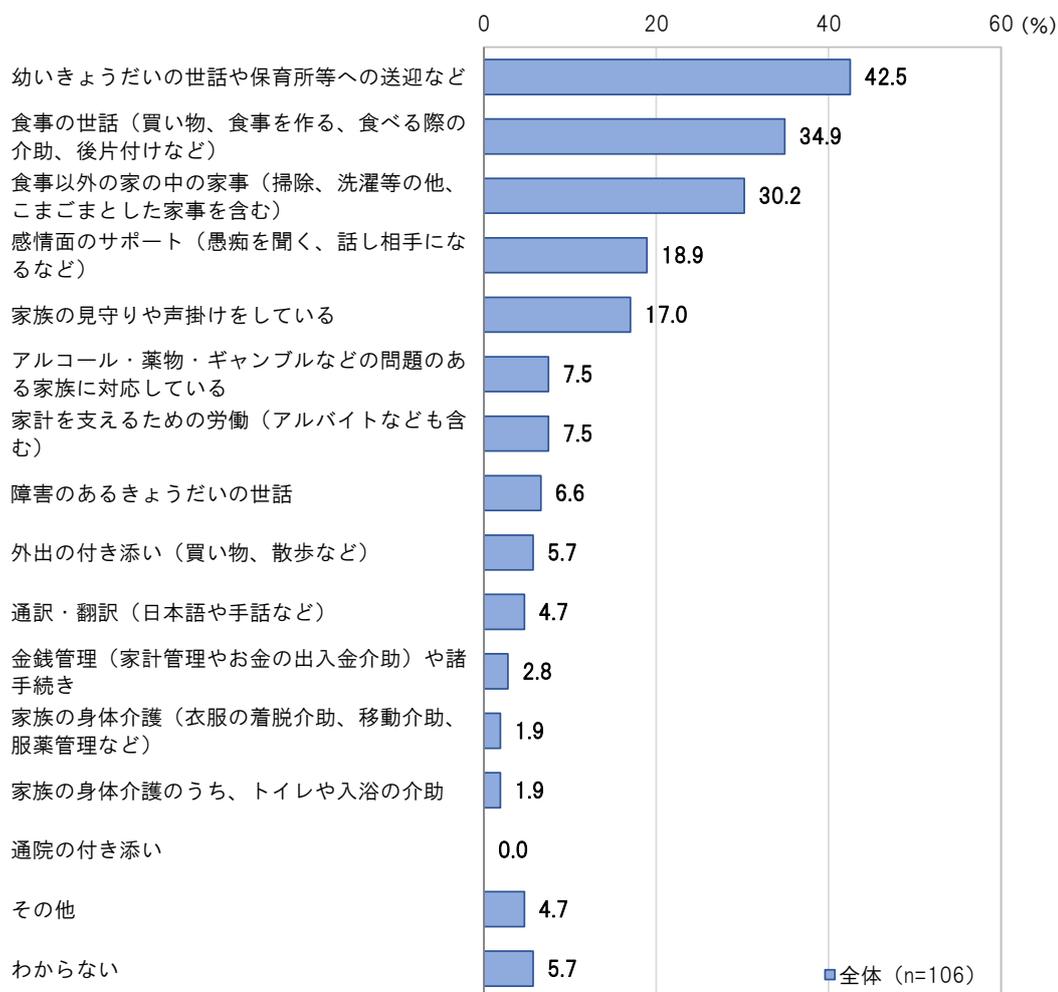
⑥ その子どもがケアをしている人の状況（複数回答可）

- ・その子どもがケアをしている人の状況については、「若い」が55.7%と半数を超えて最も多く、次いで「精神疾患（疑い含む）」(23.6%)の順となっている。
- ・その他では「通訳（外国にルーツを持つ親の通訳）」、「不登校」、「金銭管理、家事管理がうまくない」、「健康面では問題ないと思われるが家事を強いられている」などの回答がみられた。



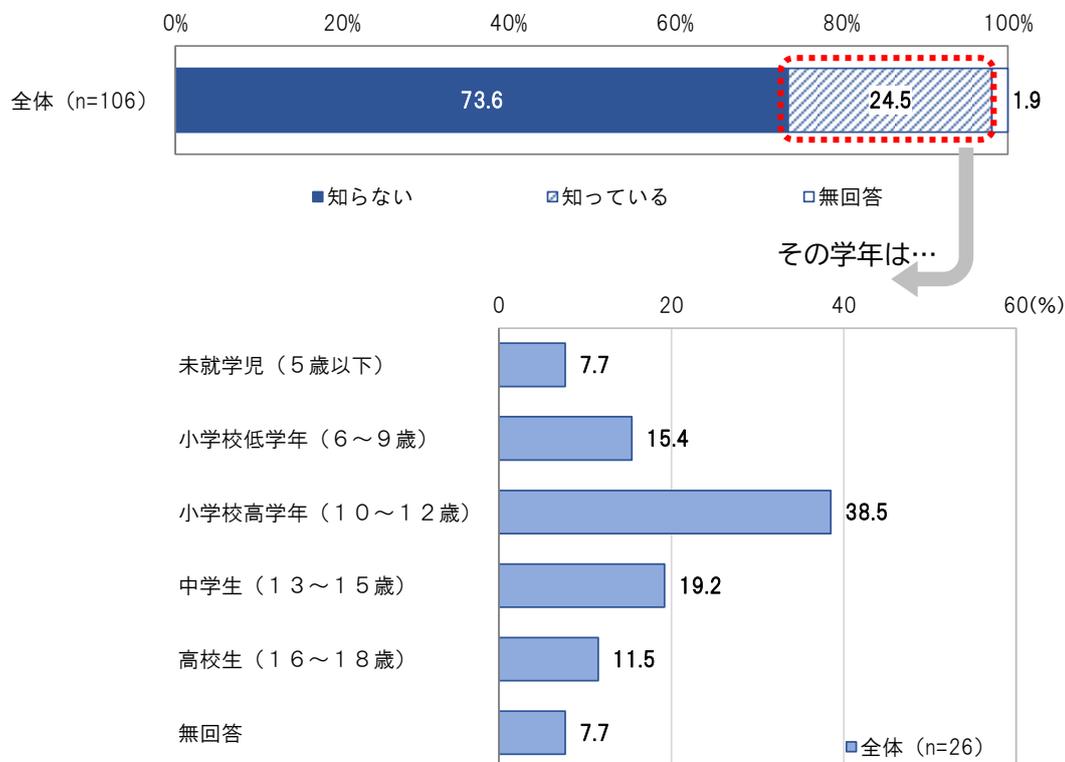
⑦ その子どもが行っているケアの内容（複数回答可）

- ・その子どもが行っているケアの内容については、「幼いきょうだいの世話や保育所等への送迎など」が42.5%と4割を超えて最も多く、次いで「食事の世話（買い物、食事を作る、食べる際の介助、後片付けなど）」（34.9%）、「食事以外の家の中の家事（掃除、洗濯等の他、こまごまとした家事を含む）」（30.2%）、「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」（18.9%）、「家族の見守りや声掛けをしている」（17.0%）の順となっている。
- ・その他では「生活福祉課への書類提出」、「留守番」、「買い物」などの回答がみられた。



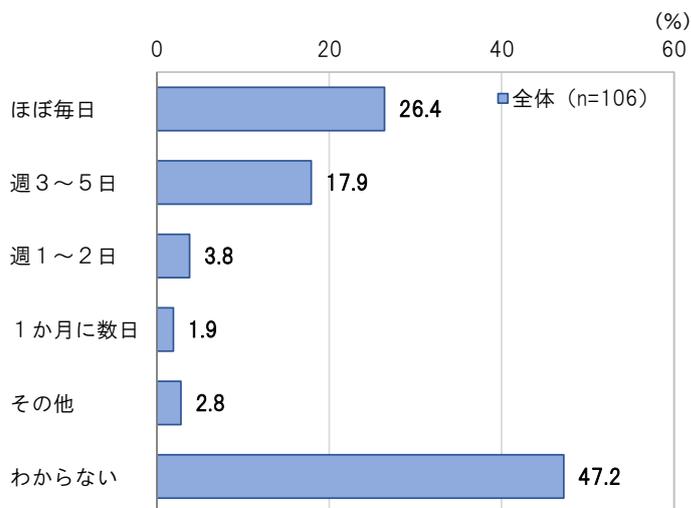
⑧ その子どもが家族のケアを始めた時期

- ・ その子どもが家族のケアを始めた時期については、「知らない」が73.6%と大半を占めており、「知っている」(24.5%)は3割未満となっている。
- ・ 知っている人での具体的な学年では、「小学校高学年(10~12歳)」が38.5%と4割近くを占めて最も多く、次いで「中学生(13~15歳)」(19.2%)となっている。



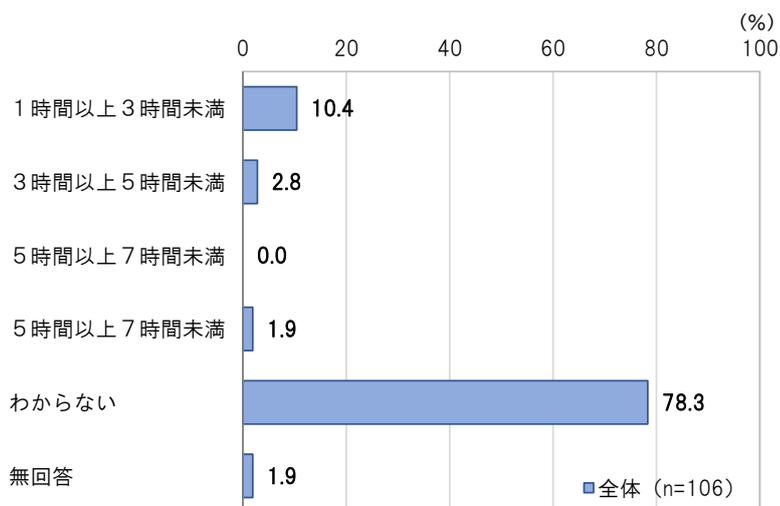
⑨ その子どもが家族のケアを行っている頻度

・その子どもが家族のケアを行っている頻度については「ほぼ毎日」が26.4%と2割以上を占めている。



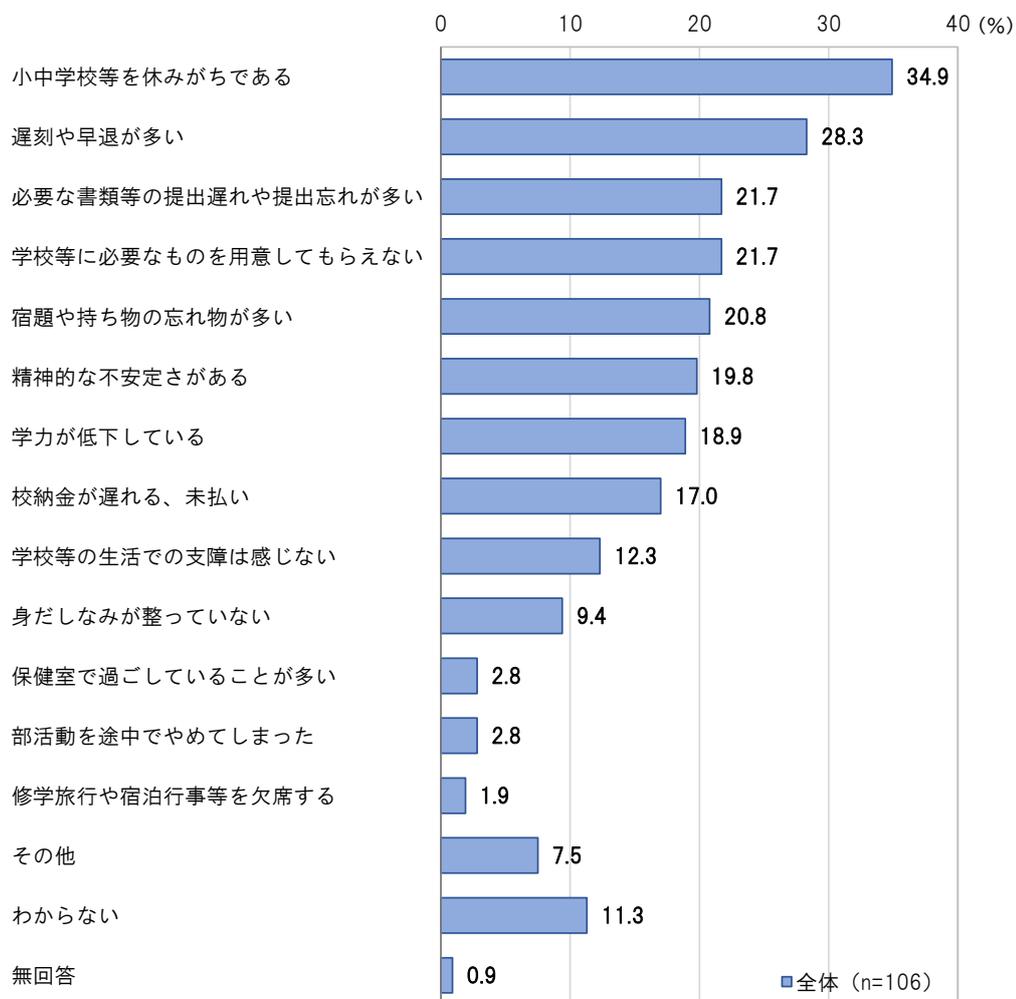
⑩ その子どもが家族のケアを行っている1日あたりの時間

・子どもが家族のケアを行っている1日あたりの時間については「1時間以上3時間未満」が10.4%と約1割を占めている。



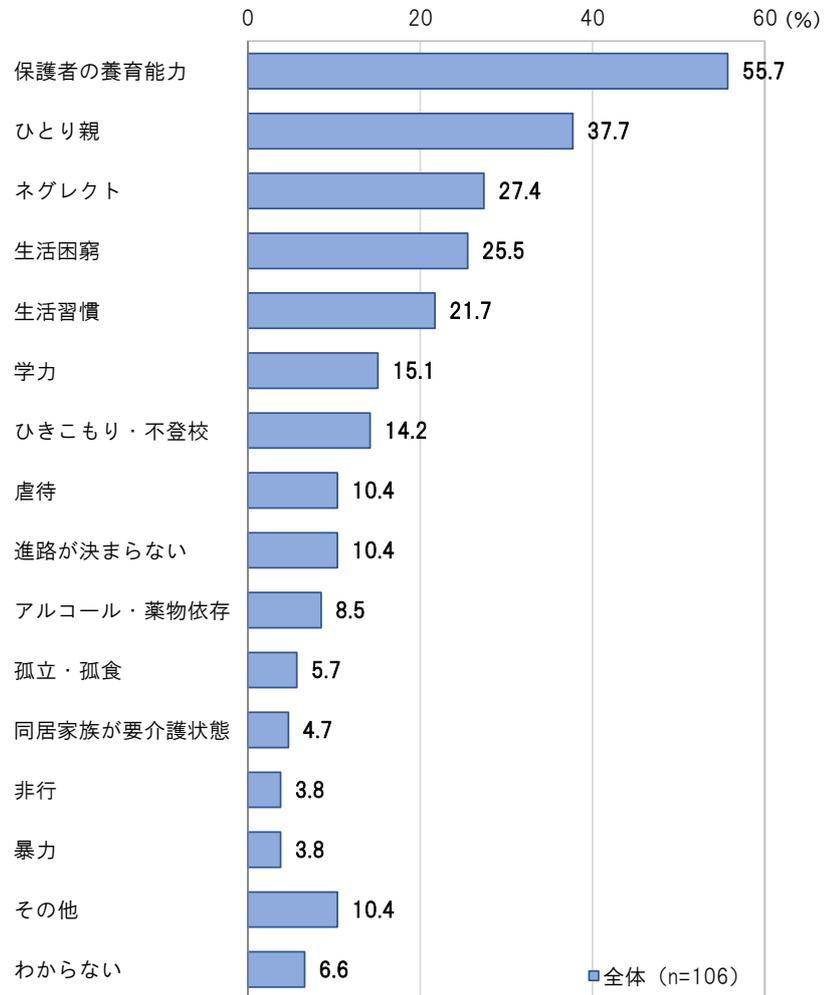
⑪ その子どもの小中学校等での生活状況（複数回答可）

- ・その子どもの小中学校等での生活状況については、「小中学校等を休みがちである」が34.9%と3割を超えて最も多く、次いで「遅刻や早退が多い」(28.3%)、「必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い」及び「学校等に必要なものを用意してもらえない」(21.7%)、「宿題や持ち物の忘れ物が多い」(20.8%)の順となっている。
- ・その他では「部活動に参加できないことがある」、「弁当を自分で作っている」、「感情が読み取りにくい」、「自宅で勉強する時間がないと言っている」などの回答がみられた。



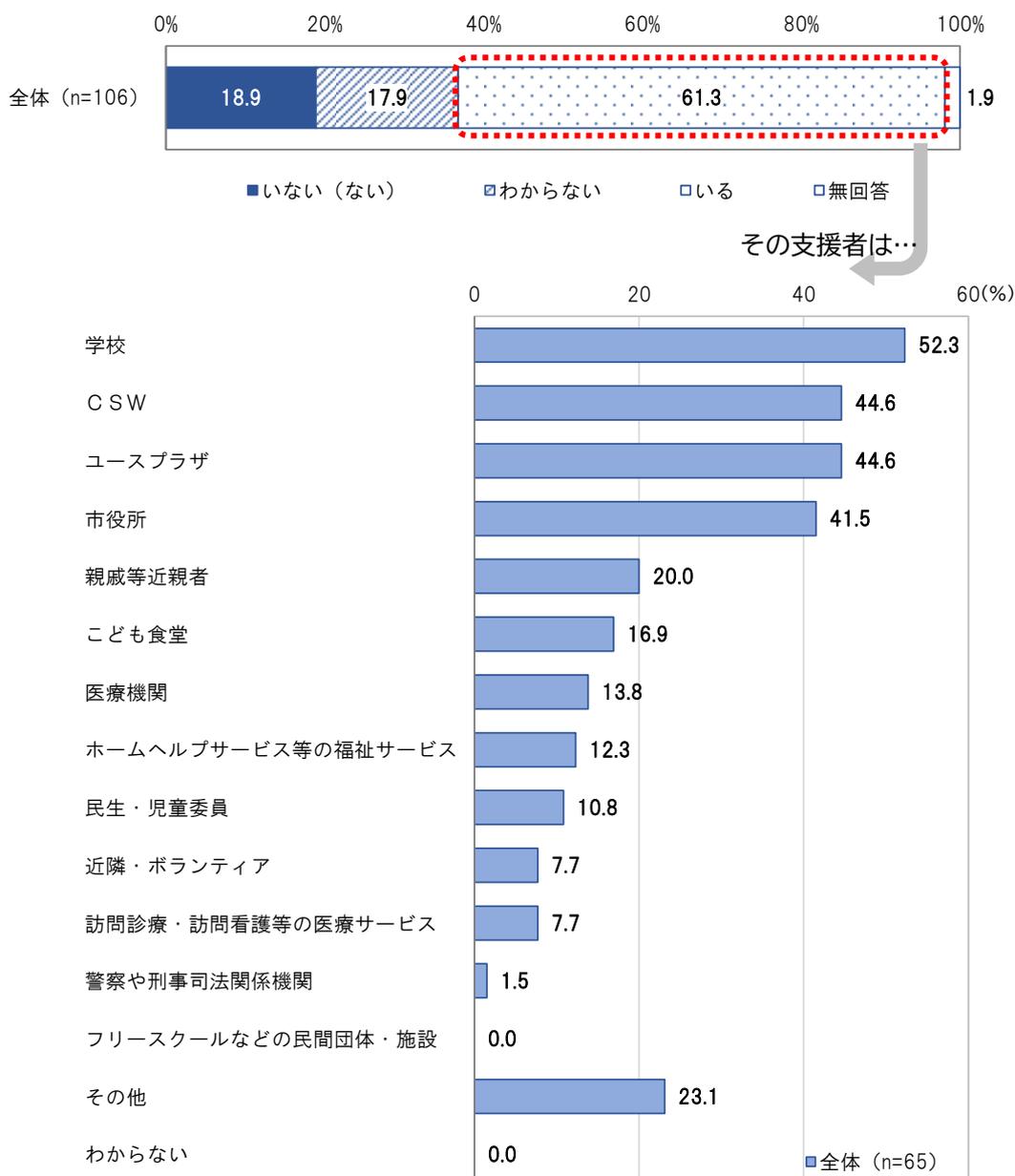
⑫ その家庭における課題（複数回答可）

- ・その家庭における課題については、「保護者の養育能力」が 55.7%と半数を超えて最も多く、次いで「ひとり親」(37.7%)、「ネグレクト」(27.4%)、「生活困窮」(25.5%)の順となっている。
- ・その他では「保護者の障害」、「保護者の厳しさ」、「発達面での課題」、「両親がいなくなり叔母が面倒をみている」などの回答がみられた。



⑬ その子どもの家庭を支援している人やサービス（複数回答可）

- ・その子どもの家庭を支援している人やサービスについては、「いる（ある）」が61.3%と6割以上を占めているものの、「いない（ない）」（18.9%）が2割近くを占める結果となっている。
- ・支援している人やサービスがある場合の具体的な支援者（機関）については、「学校」が52.3%と半数以上を占めて最も多く、次いで「C S W」及び「ユースプラザ」（44.6%）、「市役所」（41.5%）の順となっている。
- ・市役所では、「こども政策課」、「子育て支援課（こども相談室）」、「福祉総合相談課」、「生活福祉課」などの回答がみられた。
- ・その他では「子ども家庭センター」、「児童相談所」、「学習生活支援事業」、「障害者相談支援事業所」、「いのち・愛・ゆめセンター」、「日本語識字教室（いのち・愛・ゆめセンター）」、「国際交流センター」、「保護者の支援ができる場所」などの回答がみられた。



⑭ その子どもとの関わりの有無

- ・その子どもとの関わりの有無については、「関わった」が67.9%と7割近くを占めているものの、「関わることはなかった」(30.2%)が約3割を占めている。



⑮ 支援にあたっての工夫や気を付けたこと（自由回答）

(※⑭で「関わった」と回答した人のみ)

- ・支援にあたっての工夫や気を付けたことについては、下記の通りであった。
 - ・話を聞く、否定をしない、本人の意思の尊重
 - ・市役所などの機関との連携
 - ・子どもの様子の見守りや保護者への連絡
 - ・本人が話しやすいような関係づくり、抱えているしんどさや悩みを話せる大人をつくること
 - ・相談できる大人がいるということの提案、無理強いをしないこと
 - ・担任の先生が定期的に情報を確認し、保育所と連携ができるようにしている
 - ・保護者と話をするとき、本人が責められることがないように気をつけて対応
 - ・本人の話を聞く、本人の希望で宿題などは学校で済ませる
 - ・手紙にルビ、マーカーで大切なところを下線し、簡単な英語に訳す、写真を撮って渡す
 - ・押し付けにならないように向こうから来るまで見守り、待つ姿勢
 - ・こども食堂への誘い出し
 - ・サービスの無理強いをしないこと
 - ・家族との長期的な関わりと関係機関との役割分担
 - ・母親、子どもの頑張りを認めること
 - ・連絡の取り方や訪問のタイミングの調整
 - ・家族（母親）の見守り、声かけ、医療機関への同行、CSWとの連携、父親への声かけ、不安状態の時の見守り、中学校との連携
 - ・学校、学習支援のスタッフとの連携（情報共有・提供、モーニングコール、食材支援）
 - ・複合ケースのため複数機関による連携
 - ・本人が家庭環境のことを話せる支援機関でのモニタリングの実施

⑩ 支援にあたって特に難しかったこと（自由回答）

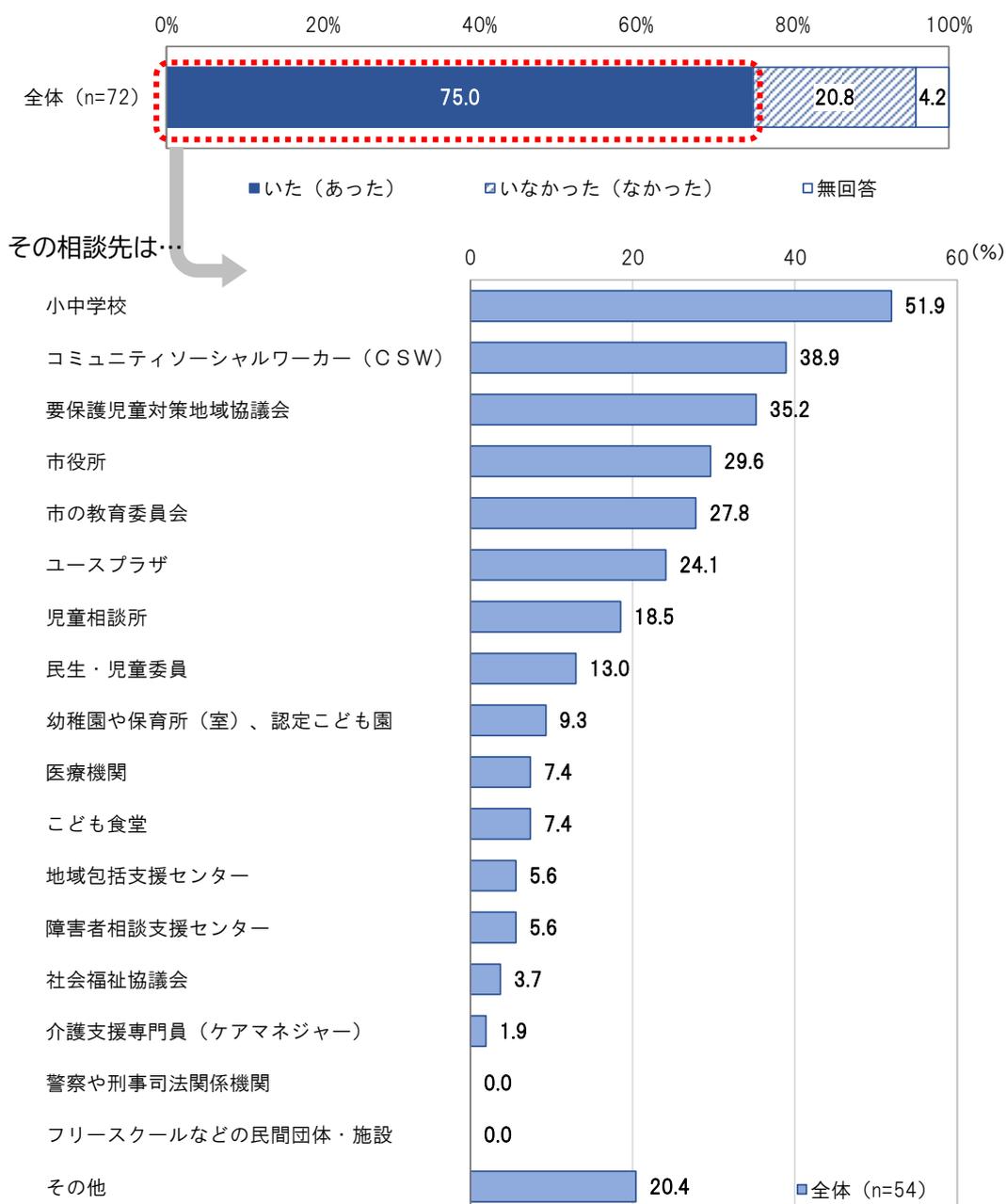
（※⑩で「関わった」と回答した人のみ）

- ・ 支援にあたって特に難しかったことについては、下記の通りであった。
 - ・ 学校に対する不信感が一時期あったこと
 - ・ 事実確認、ヤングケアラーなのかどうか確定できていないこと
（お手伝いの範囲なのか、それを超えているのかの判断が難しい）
 - ・ 保護者を育てる視点が必要なこと
 - ・ 保護者とのつながり
 - ・ 本人が表面化するのを嫌がること
 - ・ 必要なものが揃わず、保護者に連絡すると本人が怒られてしまうこと
 - ・ 保護者への連絡がつながりにくいこと、親と話がしにくいこと
 - ・ 本人が登校しないため、家庭状況の変化がわかりにくい
 - ・ 信頼関係の構築
 - ・ 家族の情緒の不安定さ
 - ・ 対処療法になってしまい、根本解決にはいたらなかった
 - ・ 家族の支援拒否（関係機関の受け入れに拒否的）
 - ・ 地域内見守り、特に寄り添い支援
 - ・ 食の支援
 - ・ 両親が日本語でのコミュニケーションが難しく、文化の壁や解釈の違いなどでのすり合わせ
 - ・ それぞれの課題があるため、常に優先順位を確認しながら対応すること
 - ・ 本人が精神的に支配されており、断るということを行動に移すことができないこと

⑰ 支援にあたっての相談の有無とその相談先（複数回答可）

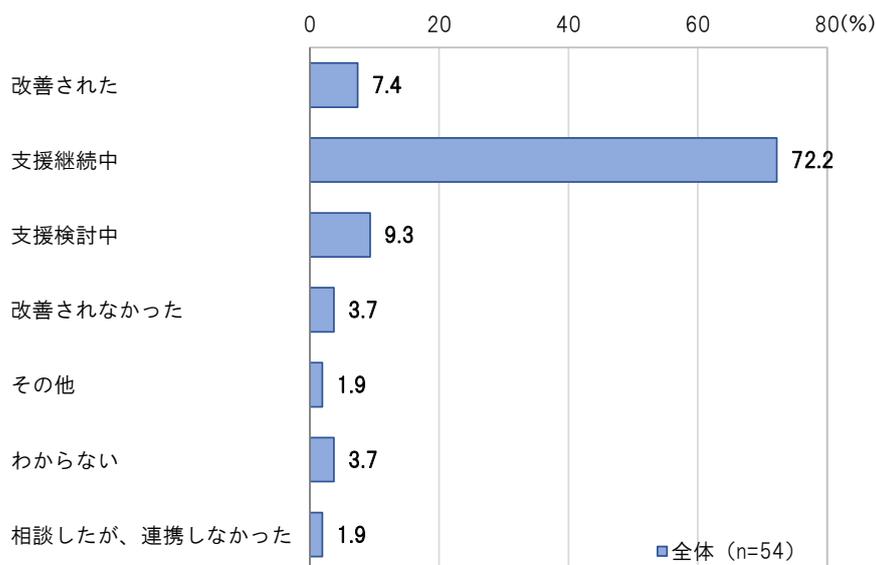
（※⑭で「関わった」と回答した人のみ）

- ・支援にあたっての相談の有無については、「いた（あった）」が75.0%と大半を占めているものの、「いなかった（なかった）」（20.8%）が約2割を占めている。
- ・その相談した関係機関については、「小中学校」が51.9%と半数以上を占めて最も多く、次いで「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」（38.9%）、「要保護児童対策地域協議会」（35.2%）、「市役所」（29.6%）の順となっている。
- ・市役所では、「子育て支援課（こども相談室）」、「学校教育推進課」、「福祉総合相談課」、「生活福祉課」などの回答がみられた。
- ・その他では「高校」、「学習生活支援事業」、「国際交流センター」などの回答がみられた。



⑱ 関係機関との連携の結果（※⑰で「いた（あった）」と回答した人のみ）

- ・関係機関等と連携した人の結果については、「支援継続中」が72.2%と大半を占めている。
- ・「改善された」は7.4%と1割程度となっている。その内容としては、「不安定さはあるが、教員との信頼関係は築けている」や「こども弁当を配達することで信頼関係が生まれ、学習生活支援事業への出席率が増え、こども食堂へもつながった」、「一時的な母子分離の期間に本人が他の大人との関わりを通して成長して家庭に戻ることができた」との回答があった。
- ・その他と回答した人（1人）は、「相談したが、連携できなかった」との回答であった。
- ・「相談したが、連携しなかった」と回答した人（1人）の理由については、「それぞれの機関の対応方針に相違があったため」との回答であった。



⑲ 現在の子ども等の状況（自由回答）

- ・現在の子ども等の状況については、下記の通りであった。

《改善された》

- ・交際男性の協力もあって、母の精神状態も良くなった
- ・こども弁当を配達することで信頼関係が生まれ、学習生活支援事業への出席率が大幅アップし、こども食堂へもつながった
- ・一時的ではあったが、母子分離の期間に本人が視野を広げ、他の大人との関わりを通して成長して家庭に戻ることができた。現状もヤングケアラーであることに変わりはないが、環境調整をする力がつき前に進めるようになっている
- ・不安定さはあるが、教員との信頼関係は築けている

《支援継続中》

- ・こども相談室を中心にしてケース会議などを行っている
- ・家庭支援にまで届かない
- ・保護者の養育能力が困難な上に、金銭管理の難しさや母親自身の生活の乱れがある
- ・本人との関係づくりを継続して行っている
- ・家庭訪問を実施したり、電話をかけたりするなどの登校支援を引き続き行っている
- ・家庭訪問を続けた結果、学校に来る日は増えたが遅刻が多い

- ・その子どもが頼ってくれないため、見守りを続け、いつでも対応できる状態にある
- ・ヘルパー、訪問看護の導入
- ・ケアの現状は変わらないが支援体制は整った
- ・保護者が闘病中なので経過を見ながら孤立を防ぐことを中心に考えている
- ・現状を知ったばかりなのでこれから支援を深めていく
- ・学習生活支援事業に参加し意欲的に学習に取り組んでいる
- ・学習会に定着し始めた
- ・生活習慣に変化も見られ、学習面でも意欲が出てきている
- ・経済的、本人の学力、きょうだいに知的障害、特性を持つ子がいるため、家庭全体で見守りを行っている
- ・妊娠中であり、経過観察等の支援が継続して必要と考えたため
- ・子の保育園入所、自身の自立した生活に向けて支援中
- ・自身に軽度の知的障害があり、分離の決断がなかなかできない
- ・こども相談室を中心に、見守りを続けている
- ・母親や祖父母にも課題があり、時間を要するため
- ・必要に応じて支援のための情報共有を行っている
- ・現在、世話していたきょうだいは一時保護中のため

《支援検討中》

- ・母の介護、情緒面のサポートをしている
- ・本人の手帳取得の動きを始めている段階
- ・学力あるが、経済困窮で、自分の未来を親に支配されている
- ・引っ越しを何度かしており、他のCSWに引き継いだため
- ・ヤングケアラーなのかどうか確定できていない

《改善されなかった》

- ・少しは改善したが、あまり変わらない
- ・見かけたところ、小学生の忘れ物が多いようだ

《その他》

- ・保護者に提案したものの、その先に進むことができていない。ただ今はこどもが成長していることもあり、きょうだいの送迎が以前に比べて負担を感じていないように見える。本人に確認したわけではないのでなんとも難しいところだが、表情からそう感じている。

《わからない》

- ・学習会には参加しているので、その状況から注視している状況
- ・小学生の間はいのち・愛・ゆめセンターによく来館していたが、中学生になり部活に入ったようで、ほぼ来館しなくなった

Ⅲ ヤングケアラー実態調査（ヒアリング調査）

（１）実施概要

実施目的：調査票に回答いただいた関係団体から、ヤングケアラー（可能性を含む）ではないかと感じる子どもを知っている機関・団体等を主としてヒアリング調査を行った。

調査対象数：20 団体

（２）調査結果

今後の支援についての提案として、下記のような意見がみられた。

子ども本人やその家族には居場所づくり信頼できる人や機関との関係づくりを行うとともに、支援者が相談しやすい窓口の設置や連携体制の強化などによる支援者への支援が望まれる結果となった。

① 支援につながった事例

○ヤングケアラーと疑われる子どもやその家庭に、子どもが小さい頃（就学前）から各関係機関との連携により情報共有ができ、早い段階から家庭に介入できたこと （実例）・母親の妊娠期や子どもが乳幼児期の段階から健診などの機会に家庭の状況を把握し、地域の支援者との情報共有や連携がとれて、継続的（伴走的）な支援・見守りが行えたこと ・入学前の相談会や検診時の話から気になる子を把握することで、学校への入学前からつながれること（就学前の幼少期から家庭とつながっていると、その後の支援もスムーズになり、保護者も相談することに抵抗がない）
○地域の人材などの社会資源が活用できたこと （実例）・地域内の定年退職後の方が子どもの送迎・見守りの支援を行う ・「健康福祉セーフティネット会議」などで、地域の関係機関との顔の見える関係づくりを実施していること
○ヤングケアラーと疑われる子どもやその家庭の“困りごと”が明確で分かりやすかったこと （実例）・外国籍の保護者をケアする子どもの場合、言語に関する支援やサービスにつなげること
○子どもに寄り添う人（身近な居場所）と、具体的な支援をする人が役割分担できたこと （実例）・「こども食堂」などの居場所で子どもの気持ちに寄り添い、話を聞いて、その内容をCSWやSSW等の具体的な支援をする人につなげたこと ・“居場所”は寄り添って話を聞く場として、時間をかけて見守り続けること（時間はかかるが地道に関わり続けること）
○アウトリーチでの対応により保護者との信頼関係を築くことができたこと （実例）・来てくれるのを待つだけでなく、スタッフがお弁当を届けるなど、訪問し続けることで、徐々に保護者が心を開いて話ができるようになったこと

② 支援する上での課題

<p>○明確な“困りごと”が分かりにくいこと（“困りごと”として認識していない場合も）</p> <p>（実例）・保護者（または子ども本人）が、子どもがケアをすることを当たり前と考えている場合に、ヤングケアラーの実態を困りごととして捉えていないこと</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもが、自身や家庭の状況が他者と違うと理解するにはある程度の年齢にならないと困難（中学生・高校生になってはじめて周りとは違うと気付く子どもも多い）。・また、子ども自身がSOSを出す力を持てるのも大きくなってからであること・「ヤングケアラーにあたるかもしれない」という“疑い”の状況での支援の仕方やつなぎ方が難しい
<p>○子どもへの寄り添いや家族への支援による変化（改善）には時間がかかること</p> <p>（実例）・気持ちに寄り添い話を聞くまでには信頼関係の構築が必要であり、短期間での関係構築は困難</p> <ul style="list-style-type: none">・劇的に状況が改善することは難しく、中長期的な視点で支援にあたる必要がある（ヤングケアラーも連鎖していく傾向があることから、次の世代へつながない）
<p>○保護者やヤングケアラーと疑われる子ども自身も支援や家庭への介入を望んでいない場合があること</p> <p>（実例）・現状の暮らしや生活に“困りごと”がない場合に、介入が入ることで暮らしに変化が起こることを拒む傾向があること</p> <ul style="list-style-type: none">・支援拒否自体が、制度や支援サービスなどを知らないために拒否しているケースがみられること
<p>○支援する関係機関間での情報共有の壁</p> <p>（実例）・支援機関で実態を把握した場合、子どもの学校での状況などが分からない場合</p> <ul style="list-style-type: none">・関わる機関が増えれば増えるほど、情報共有やすり合わせ、役割分担が重要となる（連携やつなぎをしてくれる、コーディネートしてくれる部署が必要）・支援機関は対象年齢で区切られることが多く、支援の切れ目があること
<p>○各関係機関での支援の視点やスピード感の違い</p> <p>（実例）・伴走型の支援機関と、虐待対応などの即対応を行う支援機関との視点の違い</p> <ul style="list-style-type: none">・DV支援として対応しているケースも、子どもの視点で見るとヤングケアラーにあたる場合
<p>○複雑化・複合化した課題を抱える家庭への支援体制の構築</p> <p>（実例）・ヤングケアラーは一側面に過ぎず、虐待、介護福祉・障害福祉、生活困窮、貧困などの多様な側面があること</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な課題に対応する多様な支援やサービスがあるものの、利用できていないケースが多い
<p>○言葉の認知が進んだ先のこと</p> <p>（実例）・“ヤングケアラー”に対する注目が大きく、言葉だけが独り歩きしてしまうことへの懸念</p> <ul style="list-style-type: none">・“ヤングケアラー”はさまざまな課題による結果の1つに過ぎないので、子どもや家庭が抱える様々な課題について、ケースを整理して支援していく必要がある・子ども本人だけではなくて、その家庭全体を支援することが必要である

③ 今後の支援についての提案等

<p>相談体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの居場所づくり (具体的な支援をする人以外に、伴走型で寄り添い、話を聞く人が必要) ※子どもの相談窓口としては、対面や電話はハードルが高く、SNSを活用するか、居場所などで関係を築いてからでないといけない ○伴走型の支援体制(困りが見つかるまでの見守り続ける根気強い支援) ○学校や園、地域で支援する人が相談できる体制の構築 (見聞きした人が関係機関に相談や通報をして支援につなげる仕組み)
<p>関係機関の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと一番接している時間の長い小中学校や保育所・幼稚園と、地域支援者等との連携の強化(地域にある資源の活用・連携) ○学校や地域の居場所で疑わしい子どもを把握した際にスムーズに連携がとれる体制づくり(グレーなことや疑いがあることを安心して情報提供や相談できる場が必要) ○各支援機関の連携 (対象年齢ごとの縦割りから横のつながりを持つこと) ○ヤングケアラー版の地域ケア会議・ケース会議の開催など、実際のケースを基に話をする事で、支援機関の認識を共有すること(定期的な情報共有や情報入手ができる場) ○家庭全体を支援していくことが必要であるため、子どもの支援機関と大人の支援機関が上手く連携していくこと(ヤングケアラーの連鎖を防ぐためにも、年齢で区切らない支援が必要となる) ○支援機関を連携させるためのコーディネーターの配置 (一点集中の支援では支援者側が倒れてしまう可能性があり、また、関わる機関や団体が増えれば増えるほど早い支援や良い支援につながるが、その分すり合わせや役割分担が必要となる)
<p>サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○核家族化により高齢者や障害者の介護・介助を家族で背負うケースが増えていくことが見込まれるため、その方々が利用しやすいサービスを充実していくこと(また、その周知をしていくこと) ○ケースの整理により必要に応じたサービスの提供を行うこと ○切れ目のない支援体制の構築 (気になる家庭への妊娠・出産期からの見守りと関係機関の情報共有等) ○アウトリーチによる支援活動 (行政や支援機関による全戸家庭訪問など)

IV ヤングケアラー部会

実態調査を行うにあたり、ヤングケアラーを早期に発見し、適切に支援につなぐ方策を検討するため、子ども・若者支援地域協議会にヤングケアラー部会を設置し、調査方法等の研究や調査結果の分析、具体的施策の検討等を行った。

(1) 構成機関

SV：立命館大学産業社会学部 教授 齋藤真緒氏

所属：地域福祉課、福祉総合相談課、生活福祉課、長寿介護課、人権・男女共生課、
こども政策課、子育て支援課、保育幼稚園総務課、学校教育推進課

(2) 開催日及び内容

<第1回>

開催日：令和4年6月20日

案件：各支援機関の顔合わせ、部会の説明、ヤングケアラーに関する講義・ディスカッション
(齋藤先生)、今後のスケジュールなど

<第2回>

開催日：令和4年7月21日

案件：調査票配布先の確認、調査票の内容確認、今後のスケジュールなど

<第3回>

開催日：令和4年10月26日

案件：実態調査の中間報告、ヒアリング説明、新規事業の検討など

V 調査結果の総括と考察

本調査の実施にあたっては、ヤングケアラーに詳しい立命館大学産業社会学部の齋藤真緒教授にスーパーバイザーとして助言を受けるとともに、調査結果の総括と考察をいただいた。

私は、本調査の実施にあたり、アドバイザーとして、調査の企画立案から分析までかかわらせていただきました。調査の準備からかかわらせていただいた立場から、茨木市の調査について、その意義と今後の課題について、いくつか挙げたいと思います。

*調査実施までのプロセスにおける支援の土台づくり

政府は、2021年、経済財政運営の指針「骨太の方針」に初めてヤングケアラー支援を明記し、早期発見や相談支援体制の強化などの支援方針を提示しました。2022年度から2024年度までの3年間は、ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上に関する「集中取組期間」となっています。具体的な事業の一つに、実態把握としての調査の実施があります。茨木市が今回行った調査も、国の方針に基づいたものです。

多くの地方自治体が、現在、ヤングケアラーの実態調査に着手していますが、通常、担当部署が調査を計画・実施しています。それに対して茨木市では、調査の設計の時点から、子どもにかかわる教育・児童福祉といった部署に限らず、高齢者福祉・障がい者福祉などの担当部署にも声をかけ、検討部会を立ち上げて、調査の意義の確認を丁寧に行ってきました。このことは、今後の支援の具体化を見据えた、多機関連携の「土台」の構築を意味しています。

*ヤングケアラーの発見について

ヤングケアラーの認知度は、学校で84.7%（6頁）、地域関係者で66.0%（17頁）となっており、ヤングケアラーへの関心・アンテナには少し温度差があるようです。このことは、実際に、ヤングケアラーではないかと感じる子どもを把握している回答者が、学校では48.2%、地域関係者では8.9%（19頁）という数字にも表れています。子どもの日常生活における小さな変化に気づくことができる場として、学校が果たす役割はとても大きいといえます。逆に、地域は、子どもだけではなく、学校では見えてこない、支援を必要としている家族の状況を把握することができます。

イギリスの新しいヤングケアラー支援のスローガンとして、「no wrong doors」という考え方があります。「間違ったドアはない」という意味ですが、誰がどこからつながったとしても、確実に適切な支援につながる道筋を用意する必要があるという意味です。学校は、ヤングケアラーを発見する重要な場ではありますが、学校だけが支援の場とはなりません。小さなSOSを、学校の内と外とが連携をして、子ども／家族の状況を把握し、共有する仕組みづくりが必要です。

*支援経験の共有化―見守りの重要性

まだ実際にヤングケアラーにかかわる連携の実績が多いわけではありません。今後、関係部署で経験支援を共有化していくことが必要になりますが、すでに取り組みされた連携支援では、子ども自身の声に丁寧に耳を傾け、多くの機関が関心を持って子どもの状態を多角的に「見守っていく」ことの重要性が指摘されています（9頁）。

*多機関・多職種連携の実質化にむけて

ヤングケアラー支援を具体化する際に、子ども・若者が自分の人生を生きられるようにするための障壁を減らすことが焦点化されがちですが、子ども・若者たちがケアしてきた家族への支援が十分でなければ、ケアラーは安心して自分の人生の選択はできません。つまり、ケアを要する本人への支援が十分でなければ、容態の悪化などで再びケア負担が大きくなったり、ケア役割が家族の中でたらいまわしにされるだけで、根本的な解決には至りません。ヤングケアラーの支援は、本人支援と一体的に取り組む、「家族まるごと支援 whole family approach」でなければ実現しません。だからこそ、子どもにかかわる教育や児童福祉関連の部署だけではなく、ケアを要する人にかかわる高齢者福祉、障害福祉、医療など多領域におよぶ関係機関の連携―「多機関多職種連携」―が必要となります。

調査結果にも示されているように、すでに、学校や地域の支援関係者らは、他部署と連携した情報共有を行っています。ヤングケアラー支援は、まずは、こうした既存の連携体制を、ヤングケアラー支援にも活用することが必要です。実際の支援では、公的機関だけではなく、多様な地域資源も、子どもや家族との接点として重要な役割を果たしていることが明らかになりました。

子どもの状況だけではなく、支援を必要とする家族の状況を把握し、家族全体への支援をトータルにデザインするには、これまで連携をしたことがなかった部署とつながりをつくる必要があります。令和5年度において、発見したヤングケアラーを適切な支援につなげるために、各地方自治体に「ヤングケアラー・コーディネーター」の設置を予定しています（「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」）。調査結果からは、学校からも地域からも、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーへの期待が大きいことがうかがえます。関係部署が、調査の設計からかかわることによって、顔が見える関係性の中で、ヤングケアラーや家族にどのように支援にかかわっていくかに関する理解が深められたことには、大きな意義があると考えます。

斎藤 真緒（さいとう まお）

専門は家族社会学。研究テーマは男性介護者を中心とする家族介護者支援、ヤングケアラー。「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」運営委員。「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都（略称：京都ケアラーネット）」共同代表。「子ども・若者ケアラーの声からはじまる―ヤングケアラー支援の課題」（共編著、クリエイツかもがわ、2022年）など。